

第19回

高知県・高知市病院組合議会定例会会議録

平成15年2月21日開会

平成15年2月21日閉会

高知県・高知市病院組合議会

第19回高知県・高知市病院組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月21日）

出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
議事日程	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	4
上岡管理者	4
質疑	13
採決	42
報告事項	44
質疑	47
閉会のあいさつ	
久保議長	56
上岡管理者	56

巻末掲載文書

議案の提出について	58
議決一覧表	59

招 集 告 示

高知県・高知市病院組合告示第1号

第19回高知県・高知市病院組合議会定例会を、平成15年2月21日に高知県議会議事堂第3・4委員会室に招集する。

平成15年2月14日

高知県・高知市病院組合管理者 上岡 義隆



議 員 席 次

1番	池 脇 純 一 君	2番	今 西 清 君
3番	小 原 敏 一 君	4番	川 添 義 明 君
5番	川 田 雅 敏 君	6番	吉 良 富 彦 君
7番	楠 本 正 躬 君	8番	久 保 昭 一 君
9番	小 崎 千 鶴 子 君	10番	下 本 文 雄 君
11番	土 森 正 典 君	12番	中 内 桂 郎 君
13番	中 澤 は ま 子 君	14番	西 森 潮 三 君
15番	牧 義 信 君	16番	元 木 益 樹 君

第19回高知県・高知市病院組合議会定例会会議録

平成15年2月21日（金曜日） 会議第1日

出席議員

2番	今西清君	3番	小原敏一君
4番	川添義明君	5番	川田雅敏君
6番	吉良富彦君	7番	楠本正躬君
8番	久保昭一君	9番	小崎千鶴子君
10番	下本文雄君	11番	土森正典君
12番	中内桂郎君	13番	中澤はま子君
14番	西森潮三君	15番	牧義信君
16番	元木益樹君		

欠席議員

1番 池脇純一君

説明のため出席した者

管 理 者	上岡義隆君
副 管 理 者	福留剛毅君
出 納 長	溝渕良一君
監 査 委 員	佐々木義明君
理事（院長予定者）	瀬戸山元一君
事 務 局 長	山下司君
事 務 局 次 長	吉岡和夫君
事 務 局 次 長 兼 移 行 業 務 課 長	沖一君
事務局企画調整課長	長瀬順一君
事務局計画推進課長	福留勝丸君

議会事務局職員出席者

書 記 檜 谷 誠 人 君
書 記 谷 内 康 洋 君



議 事 日 程（第 1 号）

平成15年 2 月 21 日（金曜日） 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3

議第 1 号 平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算

議第 2 号 平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算

議第 3 号 高知県・高知市病院組合情報公開条例議案

議第 4 号 高知県・高知市病院組合個人情報保護条例議案

議第 5 号 高知県・高知市病院組合職員倫理条例議案

議第 6 号 高知県・高知市病院組合の一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案

議第 7 号 高知県・高知市病院組合職員の再任用に関する条例議案

議第 8 号 高知県・高知市病院組合職員の定年等に関する条例議案

議第 9 号 高知県・高知市病院組合職員の育児休業等に関する条例議案

議第10号 高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正する条例議案

報第 1 号 高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告



午前10時03分開会 開議

○議長（久保昭一君） それでは、ただいまから平成15年 2 月高知県・高知市病院組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



会議録署名議員の指名

○議長（久保昭一君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて、

3番 小原敏一 議員

10番 下本文雄 議員

15番 牧義信 議員

をお願いをいたします。



会期の決定

○議長（久保昭一君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日1日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（久保昭一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日と決しました。



議案の上程

○議長（久保昭一君） 日程第3、議第1号平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算から報第1号高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告まで、以上11件を議事の都合上、一括議題といたします。

（提出書 巻末58ページに掲載）

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（上岡義隆君） 本日、議員の皆様のお出席をいただきまして、平成15年2月高知県・高知市病院組合議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

高知医療センターの整備につきましては、平成16年度中の開院に向けまして、昨年12月にはPFI事業契約を締結し、病院本館の建築工事に着手することができました。平成15年につきましては、病院本館に引き続き、職員宿舎等その他施設につきましても着工を予定しております。また、統合情報システムにつきましても、基本協定について基本的合意

に達しましたので、今年度中に契約を締結し、開発を進めてまいります。

こうした施設整備と並行いたしまして、医療の体制につきましても、県立中央病院に総合診療科を、高知市立市民病院には救急科を設置するなど、診療体制の差異化を図るとともに、両病院の一体運営への準備を進め、現在の2病院からのスムーズな移行に向け、取り組んでまいりたいと思います。

高知医療センターにつきましては、高度な医療を患者さんが主人公という考え方のもとで提供する県民、市民の病院を目指して整備に努めてまいりますので、議員の皆様には今後ともよろしく御指導をお願い申し上げます。

続きまして、今回提案いたしました議案を御説明をいたします。

まず、予算案は、平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算と、平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算の2件でございます。

このうち、平成15年度の病院事業会計予算は、先ほど申し上げました主要な施策を行うため、総額で13億2,700万円余りを計上しております。また、平成14年度の病院事業会計補正予算は、県・市からの派遣職員の人件費に係る負担金の増額と、職員の退職に伴います職員給与費や企業債利息の減額などによりまして、都合460万円余りを増額するものでございます。

次に、条例議案でございますが、情報公開条例議案など8件でございます。

このうち、情報公開条例、個人情報保護条例、職員倫理条例議案につきましては、事業の本格化に伴いまして、事業の透明性や公平・公正性を高めるために、運用による県の条例への準拠ではなく、病院組合の条例としてこれらを定めようとするものでございます。

また、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、職員の再任用等に関する条例、職員の定年等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例議案につきましては、今後、職員の採用等が本格化してまいりますので、それらに先立ち、職員の身分に係る事項につき条例として定めようとするものでございます。

定数条例の一部を改正する条例議案につきましては、今後、開院に向けた事務量の増加等に対応するため、事務局の体制強化を図る必要が生じることに対応しようとするものでございます。

報告議案は、高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告で、これは高知県職員の例に準じて、理事の今年1月以降の給与について必要な改正を専決処分したものでございます。

以上をもちまして、議案に関しまして私からの説明を終わります。

詳細につきましては、事務局から説明をいたさせますので、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（山下 司君） それでは、まず平成15年度当初予算につきまして御説明をいたします。

お手元の「予算議案及び予算に関する説明書」の1ページをお開きください。

先ほど管理者からも申し上げましたとおり、平成15年度は病院本館の建築工事のほか、統合情報システムの開発や組合運営に要する経費など、13億2,723万7,000円の収入・支出予算を計上いたしております。予算の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

第5条の企業債についてでございます。高知医療センター整備事業費としまして、病院建築工事監理委託料に1億1,800万円、工業用水中継施設整備工事に2,800万円、合わせて1億4,600万円、また統合情報システム開発委託料に3億4,600万円、合計で4億9,200万円の予定をいたしております。

次に、2ページをお願いいたします。

第6条の一時借入金の限度額でございますけれども、1億9,400万円としております。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費としましては、職員給与費と交際費を定めております。

次に、3ページをお願いいたします。

実施計画でございますが、収入につきましては、企業債4億9,200万円、県・市からの負担金8億3,516万2,000円、雑収入7万5,000円を見込んでおります。支出につきましては、議会費、一般管理費などの建設改良費を13億2,716万2,000円、予備費を7万5,000円計上しております。収入、支出それぞれ13億2,723万7,000円を計上いたしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。資金計画でございます。15年度の資金の動きをまとめたものでございます。

受け入れ資金は16億5,882万5,000円を予定しております。企業債が5億5,500万円、負担金が7億3,792万1,000円、雑収入が7万5,000円、前年度未収金が9,570万6,000円、一時借入金が限度額と同額の1億9,400万円、予算外収入が1,800万円、繰越金が5,812万3,000円でございます。

支払い資金は11億7,818万2,000円を予定いたしております。建設改良費が6億7,333万3,000円、前払い金が1億4,000万円、これは情報システム開発委託料に係る分でございます。前年度未払い金が1億5,284万9,000円、一時借入金が1億9,400万円、予算外支出が1,800万円でございます。差額の4億8,064万3,000円は未払い金の財源となるものでございます。

5ページ以降が給与費明細書でございます。

前年度当初未計上で4月に増額補正していただきました職員給与費、これが前年度当初との比較では増となっております。給与費合計では7,598万2,000円となっております。

以下、7ページでございますけれども、給与及び手当の増減額の明細、それから8ページから11ページに給与及び手当の状況を記載をいたしております。

ちょっと飛びますけれども、12ページをお願いいたします。予算内容の説明でござい

ます。

まず、収入でございますが、企業債は、先ほど申し上げました病院建築工事監理委託料に1億1,800万円、工業用水中継施設整備工事に2,800万円、統合情報システム開発委託料に3億4,600万円を充当するものでございます。

構成団体負担金は、病院整備費負担金、組合の運営費負担金を合わせまして8億3,516万2,000円でございます。

雑収入は、預金利息と臨時職員等の雇用保険料などのその他雑収入で7万5,000円となっております。

13ページ以降が支出でございます。

議会費は、議員16名の報酬のほか、旅費や会議録の印刷製本費等の事務費で561万4,000円でございます。

一般管理費は、職員6名の人件費のほか、消耗品費等の事務費でございまして、2億210万9,000円でございます。

なお、訴訟事件等への対応のため、顧問弁護士報酬費といたしまして150万円を計上をいたしております。

また、次のページの負担金9,716万6,000円は、県・市からの派遣職員の人件費相当額及び両病院関係職員の時間外手当相当額でございます。

監査委員費は、監査委員2名の報酬と事務費で14万円でございます。

施設整備費は、病院の整備に関する経費を計上いたしております。主なものといたしましては、まず15ページの委託料6億2,064万3,000円で、内訳はPFIアドバイザー業務委託料3,200万円、病院建築工事監理委託料1億1,824万3,000円、情報システム開発委託料4億7,040万円でございます。

次に、負担金のうち、両病院移行業務負担金でございますが、高知医療センターに必要な医療機能でございます総合診療科を県立中央病院に、救急科を高知市立市民病院に設置し、医療センターへの円滑な移行が行えますよう両病院における体制整備を図るためのものでございまして、両病院の所要経費を負担するものでございます。予算額は1億4,655万9,000円を計上しております。

次に、工事請負費は、工業用水の中継施設を整備するものでございまして、東部環境センターまで延びている工業用水の配水管から新病院に工業用水を引くため、貯水タンクやポンプ、配水管を整備するものでございます。

その他、企業債利息1億3,036万8,000円や旅費等の事務費を合わせまして、施設整備費は9億3,929万9,000円でございます。

資産購入費は、先ほど申し上げました市民病院への救急科設置に必要な医療機器を病院組合で購入し、市民病院へ貸与し使用させるものでございまして、市民病院閉院後は医療センターに設置を予定している機械でございます。予算額は1億8,000万円を計上いたし

ております。

次に、16ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございまして、昨年11月に御議決いただきました高知医療センター整備運営事業費と統合情報システム整備運営事業費でございしますが、平成14年度の支払い義務発生見込み額はございません。

17、18ページは予定貸借対照表でございまして。

17ページが平成14年度末の予定貸借対照表でございまして。資産としましては、当組合は現在病院を建設中でございますので、建設仮勘定をもって整理しておりまして、建設仮勘定が69億5,387万8,000円、電話加入権が7万2,000円、現金預金が5,812万3,000円、未収金が9,570万6,000円、控除対象外消費税が2,958万9,000円で、合計71億3,736万8,000円となっております。

負債は、未払い金が1億5,284万9,000円でございまして、資本の自己資本金10億7,551万9,000円と借入資本金であります企業債の59億900万円を合わせまして、負債資本合計が71億3,736万8,000円となっております。

次に、18ページ平成15年度末の予定貸借対照表でございまして、建設仮勘定、控除対象外消費税、自己資本金、企業債を追加し、平成15年度末の現金預金、未収金及び未払い金を計上しました結果、資産合計、負債資本合計は90億9,241万5,000円となっております。

続きまして、平成14年度補正予算でございまして。

19ページをお願いいたします。

職員の退職に伴います給与費の減や派遣職員の増員に伴います人件費相当額負担金の増、また平成13年度末に借り入れました土地取得費に係る企業債利息の金利確定に伴います企業債利息の減など、合わせまして466万8,000円の増額をお願いするものでございまして。

20ページをお願いいたします。

実施計画でございまして、収入では県・市からの負担金を466万8,000円増額し、支出では派遣職員人件費相当額負担金の増などに伴いまして一般管理費を1,365万5,000円増額し、企業債利息の減に伴い、施設整備費を898万7,000円減額するものでございまして。

21ページをお願いいたします。

資金修正計画でございまして、まず受け入れ資金の企業債でございまして、平成14年度事業の情報システム整備事業費が繰り越しとなりますので、当該事業費に充当する企業債6,300万円を減額いたしております。残金は、派遣職員人件費相当額負担金を除く事業費の総額が今回の補正により減となりましたことから減額するものでございまして。

なお、派遣職員人件費相当額負担金に充当する県・市からの負担金は、人件費が確定しました後に受け入れますので、この資金修正計画には載っておりません。

支払い資金の建設改良費につきましても、派遣職員人件費相当額負担金を除く事業費の総額が減となりましたことから減額するものでございまして。

計の欄の差額の5,812万3,000円は、未払い金の財源となるものでございまして、15年度に繰り越す現金でございます。

22ページ以降が給与費明細書でございます。

職員2名の退職に伴いまして、補正前と比較しまして、給与費合計で748万3,000円の減となっております。

次に、29ページをお願いいたします。予算内容の説明でございます。

まず、収入でございますが、負担金は、企業債利息の減額に伴います病院整備費負担金の減898万7,000円及び派遣職員の人件費相当額の増額等に伴います運営費負担金の増1,365万5,000円を合わせまして、466万8,000円の増額となっております。

30ページが支出でございますが、一般管理費が職員の退職に伴います給与費の減、派遣職員の増員に伴います人件費相当額負担金の増及び事務所賃貸料の増によりまして1,365万5,000円の増額、また施設整備費は企業債利息の減によりまして898万7,000円の減額、合わせまして466万8,000円の増額をお願いするものでございます。

以上が15年度当初予算及び14年度補正予算の説明でございます。

引き続きまして、条例議案、専決処分報告につきまして、お手元に配付させていただいております議案書「高知県・高知市病院組合議会定例会予算外議案及び説明書」に沿って御説明をさせていただきます。

議案書の目次のページをお開きいただきたいと思います。

先ほど管理者より若干説明をいたしました。今期定例会には7件の新規制定の条例議案と1件の改正条例議案、1件の専決処分報告を提出させていただいております。新たに制定する条例につきましては、病院組合の事務・事業の透明性や公正さを高めるために制定しようとするものと、職員の任用・分限・勤務条件に関し制定しようとするものの大きくは2つのグループに分けられます。

病院組合の事務・事業の透明性や公正さを高めるために制定しようとするものとしましては、情報公開条例、個人情報保護条例、職員倫理条例の3件でございます。これらは、PFI事業契約を締結し、本館建築工事に着工するなど、PFI事業が本格化してきたことに伴い、病院組合として公務の透明性や公正さを一層確保し、高めるためのものがございますし、当組合議会でもたびたび御指摘を受け、私どももお約束をしてきた条例案でございます。また、医療センターの基本理念であります「医療の質の向上」、「患者さんサービスの向上」の実現のためにも、医療センターに関する情報の公開及び個人情報保護に関する規定を整備すべき時期に来ていると思われまことから、本定例会への提案となったものでございます。

また、職員の任用・分限・勤務条件に関し制定しようとするものとしましては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、職員の再任用に関する条例、職員の定年等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、この4件でございます。これらは、開院まであと

2年余りとなり、職員の採用等が今後本格化することを踏まえ、職員の身分にかかわる重要なこうした事項につきまして、このタイミングできちんと定めておく必要があると考えまして、今期定例会への提案となったものでございます。

内容につきましては、いずれも「県の関係条例の例による」としておりますが、これにつきましては、これまでも何度かこの議会でも御説明してまいりましたように、本病院組合は県・市が構成団体であり、地方自治法上、法律の適用関係につきましては、「県の関係規定が準用される」というたてりとなっております。これはもちろん法律の適用関係に関する規定でございまして、県の条例の準用を義務づけるものではございませんが、これまでも情報公開や職員倫理などにつきましては運用として県の例に準じてまいってきたわけございまして、今回、県の関係条例の例によることを病院組合の条例としてきちんと定めておこうとするものでございます。

それでは、それぞれの条例案につきまして順次御説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

議第3号高知県・高知市病院組合情報公開条例議案でございますが、「目的」にございますように、この条例は、「県民・市民の病院組合の公務に対する理解と信頼を深め、もって県民・市民参加による公正で開かれた組合の運営を一層推進すること」を目的に制定しようとするものでございます。内容につきましては、「高知県情報公開条例の例による」というふうにいたしております。

この点につきましてPFI、特にSPCに関する情報公開について、企業秘密の壁というものが出てくるのではないかという御指摘もいただいておりますけれども、SPCに関する情報の収集につきましては、PFI事業契約書で、「本事業の進捗状況など、本事業またはSPCに関する情報で、随時病院組合が合理的に請求する書類または資料を提出すること」——132条でございますけれども——と規定するなど、それぞれの条項で、通常の委託契約に比べると、非常に多くの情報が病院組合に提出されることとなっております。

また、「情報公開への協力」という条項を特に定めて、「SPCは、病院組合の情報公開に必要な場合、必要となる資料の提供等につき協力するものとする」——これ165条でございますけれども——といたしております。

さらに、大きな前提として、「SPCは、病院本館施設及び職員宿舎、その他施設が公益性の高い施設であることを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重すること」を事業契約書上も規定し、これらにつきましてはSPCの姿勢としても確認をいたしておりますので、この条例と事業契約書及びこれらに基づきます病院組合、SPCの積極的な取り組みにより、PFI事業に関係いたしません情報公開につきましても十分な対応ができると考えております。

次に、2ページをお願いいたします。

議第4号高知県・高知市病院組合個人情報保護条例でございますが、この条例は、個人情報の取り扱いに伴う個人の権利・利益に対する侵害の防止を図るために、個人情報の収集・利用・提供の制限、自身の個人情報に関する開示・訂正・是正の権利等を定めようとするものでございます。開院までの間につきましては、病院組合においてそれほど多くの個人情報を扱うことは想定されませんが、情報公開条例と対になる条例ということで今回提案させていただいたものでございます。

これにつきましても、開院後はカルテを初めとして多くの個人情報を取り扱うことになり、特にPFI事業についてどうなるのかという点があるかと思えます。この点、民間事業者の個人情報保護につきましては、県の条例において、「事業者の責務」として、「個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を自主的に講ずるように努めるとともに、個人情報の保護に関して県が行う事務・事業に協力するように努めなければならない」とあり、不適正な取り扱いについては是正の措置をとるように定められておりますので、PFI事業者に不適切な個人情報の取り扱いがあった場合には、病院組合としてPFI事業者に対し是正の措置をとることになります。

また、PFI事業者につきましては、PFI事業契約書におきましても、SPCはもとより協力企業、受託企業につきましても、患者を含む個人のプライバシーの保護について規定をいたしてありますので、十分個人情報の保護が図られるものと考えております。

議第5号高知県・高知市病院組合職員倫理条例議案でございますが、第1条でございますように、この条例は、「職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民・市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民・市民の信頼を確保すること」を目的としております。

高知医療センターの整備（運営）事業については、収益性の求められる事業であることから、PFI手法の導入により、民間事業者とパートナーシップで推進していくという全国的にも初めてのスタイルを導入をいたしました。一方、病院組合職員はあくまでも地方公務員であり、公務の遂行に当たっては、全体の奉仕者として公正で公平な事務・事業の執行を図ることはもとより、疑惑や不信を招くような行為自体を慎み、県民・市民に信頼されるよう努めなければなりません。そのため、民間事業者との緊張関係の保持が強く要請されるところでございます。

昨年7月には、職員倫理に関しまして、県民・市民の疑惑や不信を招くような行為があったとして関係職員の処分があったところでございますが、二度とこうした事案が生ずることのないよう、病院組合職員がよるべき条例として今回これを制定しようとするものでございます。

4ページをお開きください。

議第6号高知県・高知市病院組合の一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案でございます。

職員を一定期間の任期をつけて採用する任期付採用につきましては、公務部内では得られにくい高度の専門性を備えた民間人材の活用、あるいは期限が限定される専門的な行政ニーズへの対応の観点から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律によって新たに制度化されたものでございます。本条例では、同法において、条例に委任している任期付採用を行うことができる要件や給与決定等につきまして、県に準拠して定めようとするものであります。

議第7号高知県・高知市病院組合職員の再任用に関する条例議案でございますが、この条例は、定年退職者等を従前の勤務実績等に基づき、1年を超えない範囲内で任期を定めて採用することができる、ということを含めようとするものでございます。

6ページをお開きください。

議第8号高知県・高知市病院組合職員の定年等に関する条例議案でございます。

この条例は、職員の定年に関する事項を定めておきまして、定年年齢は県に準拠して、一般職員60歳、医師は65歳としようとするものでございます。

議第9号は高知県・高知市病院組合職員の育児休業等に関する条例議案でございます。

地方公務員の育児休業に関しましては、地方公務員の育児休業等に関する法律で定められているところですが、法律において条例に委任している事項、例えば再度の育児休業をすることができる特別の事情等について県に準拠して定めようとするものであります。

以上が今回新たに制定しようとする条例でございます。

次に、8ページをお開きください。

議第10号高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正する条例議案でございます。この条例につきましては、開院に向けた推進体制の充実を図るために、職員の定数について必要な改正をしようとするものです。

お手元に「平成15年4月 病院組合格体制（案）」をお配りしておりますが、平成15年度につきましては、現時点では、管理者、任期付任用職員を除き33名の体制を見込んでおりますけれども、このほかにも、時期は未定ですが、医療関係の体制整備に関連して増員の必要が出てくるのではと考えておりますので、今回50名ということ考えているところでございます。新たな職員の要が出てまいりました場合には、議会議員の皆様にも御報告申し上げながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

関連をいたしますので、参考資料の4にございます「病院組合格体制（案）」につきまして若干御説明をさせていただきたいと思っております。

4枚目右肩に資料4というふうに載っておる資料でございますけれども、先ほど申し上げました平成15年4月当初の職員数というのが右の上の方の枠に囲ったところに記載をいたしております。

それで、現在の体制につきましては3課体制——企画調整課と移行業務課、計画推進課——でございますけれども、今般、PFI事業契約が締結され、そして建設にも着工いたしました。こうしたことから計画推進課、主にPFIの関係、また建設整備関係の仕事を担っておったわけですが、ここを整備推進室というふうに改編したいというふうに考えているのが1点でございます。

それから、先ほど説明を申し上げましたけれども、今後、両病院の統一に向けて進んでまいるのでございまして、そのための局設置準備室というのを設置したいというふうに考え、2課2室体制を考えておるところでございます。特に看護局チームにつきましては、退職者2名ということもございまして、4名体制を考えておるわけでございますけれども、不足する2名の分と、そして総合診療科に従事する看護師、合わせまして3名を近々採用手続に入りたいというふうに考えておるところでございます。

資料の説明は以上でございます。

最後に、予算外議案の9ページ、報第1号高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告でございます。

この専決処分報告につきましては、理事（院長予定者）の給料月額の設定等について、県職員の例に準じた改正を専決処分により行ったものでございます。県の条例改正につきましては、昨年12月19日に閉会した12月県議会において議決され、1月1日より施行されましたが、12月19日以降、12月末日までの間に議会を招集する暇がなかったことからことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

内容といたしましては、給与月額の改正とそれに伴う経過措置、3月に支給される期末手当の支給率の改正、また来年度以降の3月期末手当の廃止、6月及び12月の期末手当の支給率の改正となっております。

11ページ以降は、今回提案させていただきました議案の説明となっておりますけれども、各議案の説明の際に申し上げましたので、省略をさせていただきます。

以上でございます。



質 疑

○議長（久保昭一君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○7番（楠本正躬君） この資料の説明は、後ほどになるんですか、これ。もう説明は終わったことになるんですか。

○議長（久保昭一君） 事務局長、参考資料は説明は終わったがですか。

○事務局長（山下 司君） 資料を2本、お手元に配付させていただいておるわけですが

れども、今若干御説明申し上げました資料4の病院組合体制、これにつきましては定数条例の改定、これにも関係しておるといふことで配付をさせていただいております。また、資料5の「関連する高知県条例」、これは御説明申し上げませんでしたけれども、これも議案との関連といふことで配付をさせていただいたわけでございます。そういう意味で、質疑の中でこの件、資料4については含めて御質問いただいたらというふうには考えております。それで、報告事項関係の資料1、2、3につきましては、この議案の次、終了した後に御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○7番（楠本正躬君）　じゃ、後ほどこの1、2、3は説明があるということですので、先に病院体制の問題を今回新聞報道された資料1の関係、これは予算と絡んでますので、できれば説明していただかないとちょっと議論ができないように思いますが。開院に向けての対応方策という話なんです、予算に組み込まれてるんですね、これの経費が。したがって、これは予算と絡んでますので、説明をお願いしたいです。

○事務局長（山下 司君）　そしたら、お許しをいただいて、資料の1につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

「高知医療センター開院に向けての課題とその対応方策」という資料でございますけれども、特に関係してまいるところが1・2・3という大きいところの2でございます。そういう意味で、2のところを中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

「2 高知県立中央病院・市立市民病院の一体運営体制」というふうに書いてありまして、この一体運営体制の中の(3)のところ「平成16年度は両病院一体運営」というふうに書いてあるわけでございますけれども、これまで両病院の一体運営につきましては、カルテの統一化等々には取り組んでまいったわけでございます。あちこち行って恐縮ですけども、最初の方の「平成14年度は両病院独自運営」というふうに書いてございますように、基本的には独自の運営でこれまでやってきたというのが実情でございます。そういう意味で、16年度には開院まで1年足らずという時期になりますので、「両病院一体運営」という目標を計画に打ち出させていただいたところでございます。

そうした16年度の両病院一体運営ということを目途に、平成15年度につきましては両病院一体運営のためのその準備といふことで、1つには、そのために県・市の財政、人事部門及び病院関係者で構成いたします検討組織を新年度4月1日早々にも立ち上げまして、それで16年度の両病院一体運営のところ、例示で書いてございますけれども、運営移管の時期、移管後の費用発生処理方法、新病院までの負債の処理方法、両病院の診療データの取り扱い等々、また具体的な事務作業、実務を含めまして検討し、早急に整備をしていこうというふうに考えておるわけでございます。

また、診療体制につきましては、予算のところでも申し上げましたけれども、県立中央病院につきましては、がん、母子医療、地域医療、この3つのセンター機能の担当病院といたしまして総合診療科の設置、母子医療体制の強化に取り組んでいきたいと。また、市

民病院の方では、救命救急、循環器病、この2つのセンター機能として救急科の設置、脳神経外科の設置など救命救急体制の確立と。そして、この2つのことを含め、両病院間の人事交流も図っていききたいというふうに考えておるところでございます。そうした意味で、今般、総合診療科、また救急科、脳神経外科、ここの部分につきまして予算も計上をさせていただいたところでございます。

また、2)で先ほど病院組合体制のところでも申し上げましたけれども、6局体制を制定して打ち出しておるわけでございますが、この6局のうち、医療局、事務局を除きます看護、栄養、薬剤、医療技術、この4局につきましては、両病院の職員も一緒になりまして、新病院のあるべき姿ということで報告書をまとめていただいております。そういう意味で、この報告書に基づきまして、移行の準備をしていくという中で人材の確保も必要になってくるということで、先ほど若干1例、看護師を申し上げましたけれども、順次人材確保に向け、手続を進めていききたいというふうに考えております。

○7番（楠本正躬君） 1つは、1年間準備期間ということなんですが、具体的なこの素案をつくるに当たって現場の意見は十分吸い上げた、そういう状況でこの特化をしていく形を決めたんですか。つまり両病院が現在、市民病院と県中がありますね。そこの人たちの、そういう特化をしていくという形を含めてこれから準備をしていくという基礎が現場で全く受け入れられなかったら大混乱が起きますよね、これから準備に入るとしても。それは議論されてますかと、現場から積み上げてきた方向でこうなったんですかということをお願いしたい。

○事務局長（山下 司君） 現場から積み上げたかといいますと、必ずしも16年度両病院一体運営という方針については、積み上げたとは言えない点があります。しかしながら、両病院の職員の皆さん方のいろんな意見、そういうことも聞きながら、我々としてはこれが今の選択肢としてはベストであるということで、構成団体であります県・市、知事、市長とも協議をいたしましてこれを決定をし、また逆にそれを病院にもフィードバックをし、その上で今後検討委員会を附帯設置をして、それぞれの懸案事項、課題等々については整備をしていくというふうに考えておるわけでございます。

○7番（楠本正躬君） そうすると、例えば16年度は一体運営ですから病院組合の所管になるわけですか。つまり県・市の役割、それは現場部門を全く離れて、運営——経営よね——も含めて、人件費も含めて、病院組合が一体的に対応するというところで、引き受けるという、こういう解釈でいいわけですか。

○事務局長（山下 司君） 基本的にはそういう解釈になろうかと思っておりますけれども、ただそのための手法としては幾つか考えられますし、また今御質問にあった内容等につきましてはいろんなものがリンクして整理していかなければならないという関係になろうと思っておりますので、そのあたりも含めて方向を決めていききたいというふうに考えております。そういう意味では、先ほどおっしゃられました両病院の職員、現場の職員の意見を聞いてと

ということがそこにも入ってくるというふうに考えておるところでございます。

○7番（楠本正躬君） いや、その(3)番の「16年度は両病院一体運営」ということで4項目挙げてますね。私が一番心配するのは、こういう特化をしていきますと、両病院の経営状態が必ず出てくるんですよ。要するに、市民に周知する、もしくは県民に周知する、そういう周知をしながら特化をしていくわけですから。そうすると、その経営が圧迫されて大赤字になっていく、さらに赤字が膨らんでいくという事態が派生する。その辺の責任問題。そこが病院組合が持つのか、そうじゃなくて県なら県が持つのか、市なら市が市民病院を持つのか、そこはもっとはっきりしないと大混乱が起きてくると思うんですよ。そこはどうなんですか。

○事務局長（山下 司君） そういう意味で、県の、また市の財政、人事、ここに入っていて、今おっしゃられたことをきちっと位置づけし、整備をしようというふうに考えているところでございます。

○7番（楠本正躬君） それから、その次の人材確保の問題ですね。結局こういう病院組合が新しい医療センターに移行する前にこういう特化をするわけですから、この2番の人材確保と大きく影響してくるわけですね。リンクしてくるわけでしょう。その場合に、例えばセンターを救急に特化するといったら、ドクターも含めてスタッフも全然変わってくるわけなんですけど、例えばその中で職員がそのスタッフになかなか対応をようしない、それからまた中央病院でいくと、中央病院は母子に特化するという話になったらそういうのになかなか対応できない。技術、能力含めてね、そういう職員の皆さん方の受け皿はできるんですか。

○事務局次長（吉岡和夫君） 両病院での御指摘のそれぞれの特化した機能に対応していく職員体制というのは、基本的には例えば救急科でありますと有資格の医師でなければなりませんし、そういった部分的にはどうしても現有勢力でできないという核の部分はあるかもわかりませんが、基本的には、その他の例えば看護職でありますとか、もろもろの職員につきましては、基本として両病院の現在の職員でやっていていただきたいという考え方でございますので、それも含めまして、これまでの県中、市民のそれぞれ得意分野にのっかって、この特化というのは、まず15年度の特化については考えておりますので、対応できない場合の受け皿とかといったようなことでなしに、むしろ両病院のスタッフで基本的にはやっていただけるという考え方のもとに、もちろん研修等の訓練ということは必要になってくるかと思えますけども、そういうことで両病院との協議の中では定義をいたしております。

○7番（楠本正躬君） いや、結局嫌な者はやめという話の体制ができてしまうということが一番僕なんかは心配するわけなんです。基本的なこの考え方はいいとしても、今言われるように、こういう特化をしていくというのは相当高度なスタッフを含めて確保していくという話にシフトしていかないかんわけでしょう。そうすると、嫌な者はやめという話

になってしまうという危険性がある。そうなっていくと、せっかくの今の体制が崩壊してしまう。医療センターに移行するときには、全くスタッフが変わってしまって対応しなきゃいかんというような事態になっていくということを心配するわけですから。

それともう一つは、県・市民へのPRの徹底、周知徹底の仕方、ここが僕はポイントになっていくと思うんですが、この県・市民による周知徹底の仕方についてはどうなんですか。どのような手法を考えてますか。

○事務局長（山下 司君） 1つには、先ほどの4局の報告書を取りまとめるということをお願いしたけれども、それもやはり両病院から職員が参加して一緒になって検討していくという手法でやってきたということです。今後考える上でそれが1つ、やはりいろんなことを決定していくに当たって、両病院の職員、ここの参画のもとで物事を検討し整備をしていくと、そこに一つの周知徹底というものがあるだろうと。

それからもう一つは、労使関係というような切り口で、そこはお互いに理解をし合うということを基本にしながら、今後詰めた形で話し合いをしていくと。そして、合意に達した場合、これについて順次職員に周知徹底をさせていくと。いずれにしても、皆さんの共通認識、共通理解というものが土台になるというふうに考えまして、そういうことで今後とも取り組んでいくと。

それと、今のところと若干離れたところはあるわけですが、15年度からこういう新しい業務に取り組んでいく。逆に言えば、そういうことによって皆さんが早くそういうことになれて、今おっしゃいました逆にいけなくなるということが払拭できる要因にも逆になるというふうに考えております。

○7番（楠本正躬君） 最後に重要な問題ですから聞いちゃいたいんですが、この救命救急センター機能というのは、法的には県の厚生労働省を含めた位置づけが相当厳格に行われるシステムになってるんですね。現在、日赤が認可を受けてやっていますね。要するに、一般救急なのか、ここで言う、救命救急センターとなると相当高度なシステムですから、これはそういう法的な問題、さらに医師会、医師の、それから現在認可を受けている日赤、この関係との調整はできてるんですか。

○事務局次長（吉岡和夫君） ここで救命救急センター機能ということでございますけれども、市民病院で15年度から取り組もうとしておるものにつきましては、いわゆる診療報酬上の救命救急センターとしての認可を受けてやるという形じゃなくて、限りなく救命救急の実質、新病院での救命救急センターとしての役割への訓練期間という形でございますので、そういった、少なくとも15年度、開院までの間は、救命救急の実質を担保するような救急センターというふうな位置づけになる、救急科の位置づけになるかと思えます。

それで、高知医療センターでの救命救急センター、高度をにらんだ救命救急センターの指定ということにつきましては、これは県の知事の所管で、知事のたしか承認を受けて厚生労働大臣に届け出るという形でございますので、このことにつきましては、日赤がある

けれどもという長年の課題でございましたけれども、高知県として高知医療センターに救命救急センターを持たせるということにつきましては、医療審議会等で一定認められておるといふうに受けとめております。

○7番（楠本正躬君） 最後に、2点要望しておきたいと思っております。

1つは、もうちょっと現場からやっぱり練り上げた体制づくりを真剣になって考えていただかないと大混乱をするという、そういう意味ではもうちょっと現場の真剣な議論を喚起していただきたいということの一つと。そのためには、やっぱり病院組合の方も汗かいていただきたい。

それからもう一つは、今先ほど言いましたように、県民・市民の周知徹底もやっていたかなきゃいかんという側面もありますけども、先ほどの次長の説明でいくと、相当僕は財政的に苦しい厳しい状況になっていくと思っております。そういう経営上、単年度であっても、経営上移行することによって負担が相当大きくなっていくという側面があると思っておりますので、その辺、ちゃんと県・市が責任持てるような——病院組合が責任持つような話じゃないと思っておりますから——そういう辺の話についてはぜひ周知しながら、病院組合の方に過大な負担がかからないような取り組みを特に要望しておきたい。

○15番（牧 義信君） 予算に関連して今の続きの話なんですけど、ちょっと確認しますけど、その「16年度は両病院一体運営」という運営の問題について、16年度から病院組合が運営の当事者になるという意向なわけ。

○事務局次長（吉岡和夫君） 先ほど事務局長の方からの御説明に、その方策、幾つか選択肢があるということを示しましたが、16年度から実質的に病院組合が運営をするという場合に、1つには、病院組合として、2つの医療機関を譲り受けて、病院組合として病院組合の病院を運営するという方策と、もう一つは、県・市の病院として私ども病院組合の方が運営の委託を受けるという、この2つの方策があるんじゃないかというふうに考えております。その中で、先ほど楠本議員からのお話にもありましたように、16年度中の両病院の経営ということはどういうふうに取り扱うかと、あるいは2つの方策の中では職員の身分というのは異なるわけですので、もろもろそういったことを整理するという必要が出てくるということだと思います。

○15番（牧 義信君） 実質的に運営をするということについては、今のところそうしたいと。だけど、その運営の実態がどこまで、病院組合としての関与というのは今後の検討ということですね。

(3)の「一体運営」のところ①、②、③、④というふうに書いてますが、そういうふうに一体運営をしていった場合の課題というものをもうちょっと、さっき出した意見なんかを含めてもう少し厳密に整理する必要があるかという気がするがですよ。そうでないと、やっぱり下手すれば大混乱という心配があります。そこのところの検討委員会にかかる前ぐらいの段階で、やっぱり我々の側にもその中の課題の明示みたいなことをやってほしい

というのを1つ要望しておきますが、関連をして言うて、その検討組織の、県・市の人事、病院関係者と。その病院関係者というのは、具体的にどなたというか、どういうメンバーを頭に描いておられるんですか。

○事務局次長（吉岡和夫君） 基本的には、病院関係者ということでその現場と、それから病院所管のセクションというのがあるかと思います。そこにつきましてはできるだけ、議員がおっしゃいましたようにいろんな課題がございますので、できるだけ悉皆的にやっていくという必要がございますから、そういう意味では県・市構成団体と十分議論した上で、実効のある部署から適材を出していただいてやっていくという形になろうかと思いません。まだこのことにつきましては正式に、実務的に、ちょうど構成団体も非常に忙しい時期でございますので、実務的な詰めに入れておりませんので、そういった趣旨で検討組織を考えていきたいと思っております。

○15番（牧 義信君） 患者さんの間から、はや、いろいろ心配をする声が出てましてね。例えば透析でかかっている患者さんからいって、あの先生は今度の病院に行くんだろいか行かないのだろうかとか。つまり、命にかかわる市民・県民を預かっているわけですから、そうした点で、新病院への移行という問題の中で、そのことが中断をされるとかというようなことになっては困るんですよ。だから、単なる周知徹底というよりも、そのところで抜かりがあったりしたら、これは大変な問題になってくると思っていますのでね。だから、現場の意見をというさっきの御意見には僕は非常に賛成です。また、よく直接かかっておられる先生方の御意見なんかも聞いて進めていかにやいかんというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、予算に関連して何点か伺っておきたいんですが、1つは、委託料の部分で何度も議論もしてまいりましたが、アドバイザーの業務委託料3,200万円、その15年度のアドバイザリーとの契約の形、これはどういうふうにするつもりなんですか。

○事務局長（山下 司君） 3,200万円というふうに申しあげましたけれども、内訳としては2つ考えておまして、法律、それと医療、この二本立てで考えておるところでございます。それで、予算的には1,000万円、そして医療の方が2,200万円というふうに考えておるところでございますけれども、12月8日にPFI事業契約を締結をし、同日に建設に着手し、今、建設の方は順次進行しておるわけでございますけれども、一方で、これまでも若干説明申し上げてきたとおり、事業契約を結んだ医療関連サービスでありますとか、その他医療関連サービス、その各事業につきまして今後詳細化をしてまいらなければなりません。それから、モニタリング、これにつきましても具体の実施計画を順次策定をしていくと、こういう課題が開院までの間にございます。そういう意味で、これらを含めてこの法律、医療専門という部門で委託をし、適切なアドバイスをいただきながら進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○15番（牧 義信君） ちょっとこの点は余り議論をしてないんだから言っとくけど、

アドバイザーの中身の問題について、13年度、14年度とのかかわりの関係で、本当にそのアドバイザーが適切かどうかの問題についてさまざまな議論があつて、ここはもう見解のすれ違いでいった経過があるわけですが、ある程度PFIが進んできた中で言ったときに、アドバイザーとの契約の問題もやっぱり一般競争入札にかけてきちんとやるというやり方はとりませんか。

○事務局長（山下 司君） 基本的には考えておりません。といいますのが、委託料そのものの多寡、これに対する評価、これはいろんな見方があると思いますけれども、我々としては全国で初めてという契約を結び、またその契約に基づいて具体の詳細を詰めていくと、こうしたときには、何よりも一番は適切なアドバイザー、アドバイスをくれる方ということ念頭に置いてございます。そういう意味では、これが膨大に非常に経費が高いとかということであれば別だと思えますけれども、この予算でこれぐらいの内容、これを詰めていただくという観点が一番重要ではないかというふうに考えたところでございます。

○15番（牧 義信君） その金額をどう見るかの問題はもう置いて、見解の相違のことの中にアドバイザーが持つて能力の問題が、僕らはやっぱり当初の説明と途中で変わったというふうに認識を持つてるといふ話は前にしたことがありますけどね。ただ、そういう僕ら自身のとらえ方の問題というよりも、本当の意味でその能力がある会社なりが少なくとも複数以上存在するんだとしたら、もうこの際きちんと一般競争入札にかけて公明正大にやったらどうですか。妙に随契でやらないかんといい説得力に乏しいと思うがね。

○事務局次長（吉岡和夫君） 牧議員の御指摘を否定するものではありませんけれども、複数そういった企業があるから必ず競争入札にするという選択肢になるのかどうかということにつきましては、私どもは、先ほど局長が申しあげましたようなことで、こういった全国初のことをやっていくという中で、アドバイザーのアウトプットを見る場合に、必ずしも金額の多寡で業者を決定していくということになじむかどうかということ非常に疑問視をいたしておりますし、そういったことで自治法の定めるところによって随意契約という形をとったわけでございますけれども、その選択というのは私どもとしては間違っていないというふうに思っております。ですから、必ず競争入札を行わなければならないということには、組みはできないというふうに考えております。

○15番（牧 義信君） 余りそういう説明は説得力があるように思えません。やっぱり金額の多寡の問題だけじゃなくて、当然その選び方、能力の問題についてという点はあるんだと思うけど、今までのアドバイザーを選んだ経過そのものが不透明な感覚が、僕ら自身の中にずっと残ってるんでね。それだったら、もうこの際、競争入札でやったらどうかという意見ながですよ。まあ、そういう気がないみたいですけど。

ちょっとほかの問題に行きますがね。1つ、これは予算ともかわる問題なんですけど、ちょっと気になっていることがあるのは、予算の中には、議会関係費で当然その報酬だけや

なくて議事録の印刷、交付の問題が入ってますよね。この間の議論の中で気がついたんですけど、平成13年あたりの第1次募集からの議論をした一番大事なときの議事録ができ上がるまでに1年以上かかっていますよね。ついこの間でしょ、渡されたのは。これは事務の進め方の問題というふうに単純に考えてええのかどうか、つまり自治法で言うと議事録というのは速やかに配付をせないかんと。私は、ここの議会で議論したことの重要な部分が協議会の議論になってるから議事録に残ってないことももう一つ納得はしてない点なんですけど、議事録という点で見ても、一番大事な時期の議事録ができてないというのは、これは問題です。その点についてはどのようにお考えですか。何でそうなったのか。

○事務局次長（吉岡和夫君） その御指摘につきましては、おわび申し上げなければならぬと思っております。非常に重要にとらえておりました、そういったことのないようにということで現在やっております、最近は早くできるようになったと思っております。

ただ、言いわけになって恐縮でございますけれども、平成13年度につきましては、PFIの募集等にかかりましたときには、私どもの13年度の体制の中では、ほとんど総がかりでPFIに取り組みましたので、そういった事務的な処理ということにかかわる職員というのは非常に手薄になっておりました、御指摘のようなおくれになったものでございます。それはもちろん言いわけにしかありません。それは、十分14年度になりましてから体制を整備いただきましたので、是正できたというふうに思っておりますけれども、御指摘の点は真摯に反省をいたしております。

○15番（牧 義信君） 忙しかったのはよう知ってますわ。本当に大変な努力をされたこともよくわかるんだけど、結果としては議会対応は後回しなんですよ。そうでしょう。議事録というのは、自治法で言うたら極めて重要な文書ですよ。極めて大事な公文書ですよ。それがやっぱり後回しになってるんですよ。だから、言いわけだと言うから言いわけですけども、もう本当に今後そんなことが二度とないようにお願いをしておきます。

それと、条例関係について少し伺いますけど、まず倫理条例のことなんですけど、もう少し何か考えた中身が出てくるのかなというふうに正直言って思っておりました。その考えた中身というのは、現行の倫理条例で言っても、SPCというのは利害関係者に当たるわけですね。つまり現行の条例や規則の中で言えば、要は職員とその利害関係者とのかかわりについて、きちんと公明正大にやっさいこうということが倫理条例の基本です。問題は、今回PFIのやり方でいったときに、今さっきおっしゃったように、病院組合とSPCとのかかわりが本当の意味でパートナーとして協働の関係でいくという、今まで行政が経験をしたことのないような、かつてない状況が生まれてくる。だとしたら、そういう新たな問題、新たな特殊性の中で、どのような工夫をしていくかというところが一番の知恵の使いどころだし、一番条例づくりの点では判断をせないかんことだと思うんですね。

ところが、実際出てきた中身というのは、引き続き準拠と何ら変わらない。だから、形の上では条例を持ったということになりますけども、その中身というのは現在の県条例の

中身によると、こうなってるわけやから、引き続き準拠とはさして変わらないのじゃないかなという気がするんですけども、そのこのところについてはどのように検討されてこういう判断をされたのか、きちっと伺っておきたいですね。

○事務局次長（吉岡和夫君） 御指摘のとおり、この倫理条例を制定するということにつきましては、この議会の中でも厳しい御指摘を受けた上での対応でございますので、御指摘のような、例えばPFIでありますところのSPCでありますとか、受託企業、協力企業等とのかかわりという中で言いますと、宣言的にそういった独自の条項を盛り込むということで検討もしたことは事実でございます。ただ、最終的には、こういった形で県の条例に準拠するというところで、法的なくくりとしてはすべて対応ができるという考え方に至ったものでございます。これは県の法制担当部局とも話をした上でのことでございます。もちろん宣言という意味合いということはあるかと思えますけれども、一方、県でありますとか、あるいは高知市につきましても、今後PFIをやっていくということに当然なってくるわけでございますので、そうした際の対応ということにつきましても、例えば県に聞きますと現行の条例・規則等で対応が十分できるというふうな考え方のもとに立っておられるということでございますので、私どもとしては、事務局長が御説明申し上げましたとおり、同じじゃないかと言われるんですけども、ここで準拠するということの条例を高らかに宣言するというところで、私ども病院組合の職員が、身を律していくという姿勢をお見せするということが、現段階では一番ノーマルじゃないかというふうな考え方のもとに提案をさせていただいたものでございます。

○16番（元木益樹君） 途中でちょっと構わん。

○15番（牧 義信君） はい。

○16番（元木益樹君） 条例の件でちょっと聞かせていただきたいんですがね。議第7号、再任用ですね。この再任用は1年を超えない範囲の任期ということが一つの条件になっておるんですが、必要とする対象職員が具体的にわかれば聞かせてほしいですが。

○事務局次長（吉岡和夫君） これは規定の整備ということで、県・市に準じて条例制定をさせていただくということでございますけれども、これを確かに字面だけで読んでみますと、基本的には、再任用というのは、当該団体を定年退職した職員、当該団体を定年退職した者を1年を超えない範囲で再任用することができる、そして更新をもう1年することができるということでございまして、私ども病院組合として今必要でないんじゃないかということになるわけでございますが、実は構成団体を持つ一部事務組合の場合には、その構成団体の退職者を対象とすることができるということになってございます。今後、病院組合の方で県・市の能力のある定年退職者を再任用するということも想定されるということの中で、今回条例を制定させていただこうとするものでございます。

○16番（元木益樹君） 特段この条例を出してくるという背景は、何らか対象的なものがあると思われるけど、ないですか。

○事務局次長（吉岡和夫君） 今申し上げましたとおりでございまして、今後、一般職員として有能な方の定年退職者を人材として再任用職員として受け入れることができる場合を想定いたしまして制定させていただこうとするものでございまして、特に今こうというものはございません。

○16番（元木益樹君） それでは、資料1についてですが、楠本議員から看護等の人材について、できるだけ現体制の維持をひとつ重点的に考えよう的な発言があったように思うがどうですか、楠本議員。それでよかったですね。

○7番（楠本正躬君） いや、そういう意味じゃない。

○16番（元木益樹君） それならいいです。もしそうだとするならば、どういう考え方でかを今質問しようとしたんですが。

ところで、その答弁をちょっと聞きよったんですが、事務局次長の答弁でありましたけれども、この看護あるいは医師、牧議員の質問にもあったんですね、これらについて、事務局の答えの前に、こういう問題は瀬戸山理事との間で十分に協議されておりますか。

○事務局次長（吉岡和夫君） 資料1について、それから体制につきましては、私ども病院組合の中で幹部職員が協議し、その体制あるいはその課題と対応方策につきましては定めまして、特に課題と対応方策につきましては構成団体である県・市の方にも協議をいたしたところでございます。

○16番（元木益樹君） いや、私の質問はそういう質問じゃない。医局のコアですから、問題について事務局の管理体制だけでやってるのか、あるいは瀬戸山理事の御意向を反映した協議がされておるのか、その辺について答弁をお願いというわけですがね。どうですか。

○事務局長（山下 司君） 病院組合内部では、月曜日、週1回、幹部会というのを、さっき次長が内部でということをおっしゃったけれども、課長以上でやってございます。それで、1つには今後の予定、それから前週の総ざらいみたいなところで特に重要な課題について協議をいたしております。それで、今回、この体制につきましても実はけんけんがくがくの議論もあったわけでございますけれども、その議論、協議を経た上で今回この議会に出させていただいたものでございます。

○16番（元木益樹君） けんけんがくがくの議論も結構やけれども、だれとやってるのか、それを聞きよんのよ。ちゃんと質問に答えんか。

○事務局長（山下 司君） 出席者で申し上げますと、管理者、瀬戸山理事、私、吉岡次長、沖次長、長瀬課長、福留課長、これらのメンバーでございましてけれども、そのメンバーがそれぞれ発言をしてという趣旨で先ほどけんけんがくがくという言い方をしましたけれども、いろんなこのことについて考え方をそれぞれが述べて、その上でこうしよう、ということを取りまとめたという経過でございまして。

○16番（元木益樹君） そのような的を射た答弁をしなさいね。全然はぐらかしたよう

な答弁せずにね。

それで、資料1の組織運営体制の中で6局体制、総長をトップとした6局体制とありますね。これはどういうことになりますか。以前にもちらっと議論したけれども、何か輪郭が少しぼやけてるので、この際ちょっと整理をしておく必要があるかなと思ったんですが、どうですか。

○事務局次長兼移行業務課長（沖一君） この組織運営体制の件につきましては、機能計画にも図示されてありますように、高知医療センターの運営組織体制という部分は、総長をトップに置いたそれぞれ医療の医療系の専門分野であるところを5局に分ける、それに事務局がプラスされるという6局体制と、こういう形で全体運営を行っていきこうというように書かれておりますし、また、これも説明がもうあったわけですが、それぞれ看護局あるいは薬剤局、栄養局、それから医療技術局、これにつきましては、そういうことを前提に機能計画というものも十分念頭に置きながら組織をつくっていくと。その組織は、具体的な議論の中でいかにあるべきかというようなところを報告書として提出をしていただいているという状況になります。そういう意味で、今の6局体制という部分に総長としての位置づけというのがあるということで解釈をしておりますし、そういうような形で現在も計画を進めております。

○16番（元木益樹君） この資料4を見ますと、この組織体制の中に総長のあれはないんですね。これはどういうことですか。

○事務局次長（吉岡和夫君） 申しわけありません。この高知医療センターが開院後の組織運営体制を資料1に掲げてございまして、15年4月につきましては、15年度の病院組合として高知医療センター開院に向けて取り組む年度当初の体制を示しておるものでございます。

○16番（元木益樹君） じゃ確認するけれども、この総長というのはその医療センターが開設をするときから設置をされるというふうに理解していいですか。だから、15年、16年、あるいは一体体制に移行しようというときには関係ないと、こういうことですか。一体運営する際に関係ない、こういうことですか。

○管理者（上岡義隆君） 我々の今までの理解でいけば、新しい医療センターが開院したときの状況というふうに理解しております。ただ、先ほど申しました16年の一体運営の…

○16番（元木益樹君） いやいやいやいや。とすると、いわゆる16年から6局体制でいくということになりますね。しかも、4局は既に室長をつくらなければならない状況になってきておりますね。そうすると、これは県立中央病院と市民病院と両病院があるんですが、そこには両院長がおりますね。この6局体制はの中でどういう位置づけになるんですか、あるいはこの総長というのは。

○管理者（上岡義隆君） あくまでも、総長6局体制は、その新病院が新たに開院になっ

た時点の体制というふうに考えておりますので、16年度に即両病院を引き取って6局になるというふうには理解しておりません。

○16番（元木益樹君）　しかし、16年度には一体運営をしようと考えてるわけですね。それは委託になるのか、あるいは直営にするのか、それはわからないけども、そういう説明があったときょうは聞いたけれども、この時点では総長は必要ないということですか。

○管理者（上岡義隆君）　両病院を病院組合が引き受けるわけで、それぞれ両病院には院長がおるわけでございますので、そういう意味で、両病院を束ねるという意味では、その総長という言葉が適当かどうかわかりませんが、両病院の運営に関しては、病院組合の院長予定者がその責めを負うことに、責任を持たなければならないと思っております。

○16番（元木益樹君）　ということは、一体運営の中では県・市病院のいわゆる院長がこれに当たると、2人体制とこういうことですか。

○管理者（上岡義隆君）　建物、施設が違う医療機関が2つあるわけでございますので、それを病院組合が引き受けて一本の医療機関にしてA院、分院というふうに整理するのか、そういうところも含めましてこの15年度の検討体制で整理をしていかなければならないと思っております、今その16年度の体制全体あるいはその仕組みが明確に決定されておるわけではございません。一体に運営をして17年の移行にスムーズに進めるように努力をしていこうということでございます。

○16番（元木益樹君）　そうすると、この局設置の準備室を早速つくっていかないかん状況になってますね。15年度から準備室というのは、どういう人たちで構成されていきますか。

○事務局次長（吉岡和夫君）　準備室というのは6局を、文字どおり6体制をつくっていくための準備室でございます、基本的には、そこに書いてございますが、看護局につきましては両病院からの人数も非常に多うございますので、専任職員を置いて検討していくということになってございます。それで、あとの薬剤局等につきましても、それぞれ専任の職員というのが年度のいずれかの段階で必要になってくると思っておりますけれども、あくまで移行した中で、新たな病院の新たな医療センターの中でその局をどういうふうに構成していくのかということでございますので、両病院のそれぞれの所管、職種の方を併任すると、あるいは来ていただくというようなことも、両病院の職員に来ていただいて併任をすとかというような形でその局の準備のチームを構成するというようなことになろうかと思っております。

○16番（元木益樹君）　ということは、現体制の中からこの準備室の長を決めていくと、こういう考え方ですか。

○事務局次長（吉岡和夫君）　そこにつきましては、その長をどう決めていくかということにつきましては、現在のところ未定でございます。ただ、これは議会の方にもそれぞれ、先ほど事務局長の説明にもございましたように、その体制を決めて職員を採用していくと

というようなことにつきましては、逐一議会の方にもお諮りを申し上げなければならないということですので、その事態の際には御報告を申し上げて御理解を賜るということになろうかと思えます。

○16番（元木益樹君） 当然準備室等のいわゆる人材配置というか、室長配置というかね、これ等の考え方の中で、私どもは瀬戸山先生をとにかく招聘して新しい高度医療機関をひとつつくっていかうということで今の体制ができ上がってきてる、しかもPFI方式ということでずっと説明を受けてきてますからね。そういう中で、瀬戸山先生の位置づけが今日どのようになっておるのか、ちょっとわからないんですけど、余り発言もないしですね。さっきの質疑を聞きよりましたら、全然意見の外におられるような気がしたもんですから、きょうのような質問をさせていただいたんですがね。だから、当然この準備室を設置する際も、以前たしか看護婦の準備のために中央からその人材を招聘されておった、これは瀬戸山先生の推薦だったと思うんですが、やめられましたわね。だから、それはそれとして、結局そういう医局の体制は、今の管理者を含めた皆さんでけんけんがくがくやるということは大事でしょうけれども、その瀬戸山先生がどういう立場にあるのかが十分にわからないから、それをひとつ最後に答えてほしいんですがね。どうですか。

○管理者（上岡義隆君） 院長予定者としてお迎えしてるわけですから、医療に関する部分で言えば、もちろんその最高責任者ということになろうかと思えます。そういう思いで対応をしていきたいと思えます。

○14番（西森潮三君） 今、体制のこと、移行のこと、大事なことが議論されてるから、私もこの際ちょっとお聞きしておきますがね。

新病院の方は、建築の方がもうスタートしたからこれはできるでしょう。せっかく器がきれいに整っても中身がそれに伴って移行ができるかというのが、これが大事なんですね。そのときに、一連の今の動きを見ておって私はこの際、強化、責任をそれぞれが持って事業を進めるという体制が大事だと思うんです。だから、管理者にしても、私は知事にも申し上げた、市長にも申し上げたことがあるんですが、今の管理者、上岡管理者に特化して言うんじゃないが、大体この種の事業をする場合に管理者というものの位置づけというのが非常に大事だと。責任者のね。これが県庁や市役所から職員が送り込まれてきて、その任期を何年かぐらいやるというような体制が事業を進める場合に失敗するという例は、今の病院事業でもそうですよ、それから競馬でもそうですよ。そういう二、三年いてその間を何とかお茶を濁して仕事をするというようなことの結果が、病院もこの大赤字の山積み、そして統合せざるを得ないという状況に至ったと。競馬でもそうですよ。本当に管理者がその事業に責任を持って事に当たるといふ、いわゆる管理者をプロパーでちゃんとしなさいということを書いてきたことがあります。知事にも市長にも言ったことがあります。これはここで言ってもいかんから、県・市それぞれでまた議会でも言わなきゃいかんが、そういうふうに管理体制というものをちゃんとするということが大事だということと、それ

から今、現場とよく話をしてという話があった。それは確かに大事です。大事ですが、統合するまず前提に、それぞれの中央病院、市民病院の職員のことは、県・市がそれぞれ責任を持って処理をするちゅうことになってるから、今度移行するときには、その能力、レベル、意欲、そういうことが大事なんですよ。同じ考えで同じ人が行って建物だけ新しくなっても、また何年かしたら同じ赤字になりますよ。そういう選別はちゃんとしていくということではなかったら、21世紀の患者を中心にした期待される高度医療機関としての役割を果たすことはできないと思う。だから、それは話をして、そういう意欲や能力のある人をできるだけ吸収するちゅうことは大事だけれども、全部を引っ張っていくというようなことだったら、何年か先になったら市民病院、中央病院と同じになる。そのことだけはちゃんとして、この病院は、新しい時代の役割を背負ってるんだということ。それから実際に僕は、今年も新しい院長さんがそれぞれ市民病院、中央病院が任命されてるわけで、そのときも両方の院長さんを瀬戸山先生に併任をすべきだということを知事、市長に申し上げた経緯がある。でも、そうならなかった。今度どうするかというたら、結局両方の院長さんが新病院へ行くとしたら、外から見たら降格みたいになるわけですよ、副院長とかそういう感じで。そういうことをできるだけ避けるために総長とかという形になっておるのかもしれないけれども、医療にも通じて、その病院の経営に対しても医療の水準に対しても責任を持つという人が最高の責任者に座るちゅうことが大事なんです。ところが、今の体制整備なんかにしても、瀬戸山先生は院長予定者として招聘してきてる。瀬戸山先生の理念とか、そういう一つの思いというのをここの病院で結集していこうというので招聘してきてるわけやから、いろんな準備段階でも医療現場のことについては瀬戸山先生の御意見ということ聞いて私は進めなかったら、中村さんという看護師のチーフの方がおやめになられたのも、そこのあたりの十分な話とかができてないから、ああいう結果になったんですよ。

それと、県の場合でも、これも本来ここで言う話やないが、移行していくについての体制が極めて不十分。病院局は今ある病院のことは我々が責任持ちます、健康福祉部が新しい病院のことは担当するというので、両方がこんなすれ違いよ。これではいい病院ができるはずがないんで、このことは私はここでこれ以上言いません。県議会で言やあいい話やから。もうちっとそういう体制をちゃんとしていく、そのためにだれのどういう意見を一番重要視して新しい病院を立ち上げるのかということ、おのずから結果はわかってるわけやから、それを見失わないように私は準備にかかってもらいたいということを申し上げておきます。

(「そのとおり」と言う者あり)

○2番(今西 清君) 元木議員との関連になりますけど、この「平成15年4月の病院組合体制(案)」という中に、いわゆる参事として看護担当のセクションが次長の下に出てきてますね。看護職のやつだけね。その中に任期付任用職というのがある。これが結局、

元木議員の言われよった条例との連動になっちゅうわけじゃないが。だから、ほんでここには具体的なあれがあるわけじゃないが。

○事務局次長（吉岡和夫君） 先ほどの元木議員の御質問は再任用条例について言われましたので、それは定年の関係でございますということを申し上げました。任期付職員の条例につきましては、そのとおりです。そこに参事というものを想定しておるということは確かでございます。

○2番（今西 清君） この4月からやから、もう具体的にその予定したという者はわかってる。

○事務局次長（吉岡和夫君） 条例を通していただいてから、改めて御報告申し上げなければならぬんですけれども、看護職につきましては、高知県内でずっとこれまで活動されてこられた方——定年を過ぎておられる方なんですけども——開院準備、新病院での役割ということじゃなくて、開院までの間に一定の両病院への指導とかといったことの役割を果たしていただきたいということで、暫定的な対応をお願いしたいという方でございます。

○14番（西森潮三君） だから、そういうのを瀬戸山理事とも協議してやりゆうかということを一連で言いよったが。このあたりがちゃんと手落ちなくやってるのかということ元木議員も言いよったが。

○2番（今西 清君） 僕が、ただ単純に考えたことは、看護局、それから薬剤局、栄養局、それぞれ医療技術局とか、やっぱりそういう局そのものがある。ただ、その看護職については、人数が多いからとかということだけで、ここへその位置づけを持ってこないのかと思って。こういうところはやっぱり室長で構わんのやない。看護室長ぐらいで、準備のためやからね。何かこう看護職だけが突出したような感じになっちゅうき、ほら。

（「そういう議論が十分できちゃせんということですよ」と言う者あり）

○事務局次長（吉岡和夫君） これは、今の組織にも常勤職として参事がおりましたので、こういう形にしてございます。ただ、そのイメージとしては、それぞれ看護局の準備の室ということになりますと、看護局長になる方がそこに座るという形になるんじゃないかというようなイメージでおりましたので、一応こんな形にしてございますけれども、イメージとして特に看護を取り出すという考え方には立ってはおりません。

○2番（今西 清君） その局体制になる前の準備室の室長がそれぞれ局になったときには局長になるというふうになっていくが。

○事務局次長（吉岡和夫君） 形としては、そういう形になれば、一番その指導が立っていくんじゃないかというふうには思っておりますけども。

○2番（今西 清君） いずれにしろ、16年度、両病院の一体化に向けた取り組みもあるし、17年の開院に向けてのということであれば、やっぱり一番現場でのあれからいうと、設置のいわゆる準備室というのが一番大事なポイントにならへんのかと思うわけよ。だか

ら、その準備室を早く、それがためには、ここの図式にあるように、15年4月の体制に向けて、やっぱり室長ぐらいの者は4月発足と同時にもう体制が整える、具体的な固有名詞が上がっちゃらないかんぐらいになってくるがと思うがね。一番これが肝心やないやろうかと思いますが。

だから、僕は今まで、市で、特別委員会の中でも十分議論をした中でも、また、前の副知事、山本さん、河野さんらとも話をしてきたけども、まさにその新しい病院をつくるために、河野副知事なんかにも、あなたが管理者ではいかんでよと、やっぱりプロパーの管理職という者を、専門家を置いてもらわないかと、今までの同じような状況の中で繰り返し赤字を生んでというような、思い切った政策もとれんし。ということで、随分その組合にも、河野さんにも言うてした経過もございしますが、そういった意味でさっき西森議員が言うたことはまさにそのとおりであると思っております。この辺も県・市の中で十分これから議論せないかんろうと思うけど、いずれにしろ、新しい病院をお互いがつくり、つくり上げると。今までにない病院やから。その体制というものはやっぱりきちんと僕はとっていつてもらわんと、ただ県・市の中で、協議しながら今までどおり、従来どおりの感覚でやってきたんやったら、もう新しい病院にはならんと思う。

○4番（川添義明君） それぞれ皆さんからいろんな意見が出ておるのは当然なことだと思います。ずっと聞いてますと、事務局の説明がやっぱり下手ですよ。この資料の4のペーパーだって、15年4月から、この図式はペーパーとしてわからんでもないけども、局準備室のところに4人ぐらいの人員を配置しようという、こういう数字も出てますね。だから、室長は次長が兼務と書いてある。

振り返ってみますと、管理者は県の副知事が充て職だった、専任じゃなかった。だから、充て職ではもうこれはだめだということで上岡管理者は専任になった、これは事実経過です。だから、兼務の充て職とか兼務とかというのがいかに新病院に移行するときに重視をされてきたかということは、この1つとってみても明らかになってるわけでしょう。だから、またここでも室長が兼務。人員の体制が必要であれば、県・市の方に人員要求をしてそこをきちっと整えていくというぐらいの気構えがなかったら、2人の次長でしょう、どちらが兼務するか知りませんけどね。こういう準備室ということは、もう四六時中忙しいと思うがこれもまた兼務。これは本当にやる気があるかどうかということは疑われるから、この辺はもう少し配慮すべきじゃないでしょうかね。これが1つ。

それからもう一つは、その情報の共有化ということは、瀬戸山理事の考え方、それから、さっき事務局長は幹部会で議論をしますと、議論するということは、共通認識を持つためにいいことですよ。ところが、その共通認識というものが本当にきちっと整理をされて、幹部の中で意思統一されたものがすぐ実行に移り、あるいは情報も発信をしてそれが機能的にいつてるかどうかということが疑問視されるから、それぞれ議員の皆さんから質問が出てるわけでしょう。そういうことがまだまだ機能的になってないということで、はや4月

1日からのこういう新しい体制の中で、移行していこうということの、けんけんがくがくの議論が必要になる時期に、そういうことが担保される事務局がきちとこうしますよということを胸張って言えるようなことをこの場で言うてもらわなきゃいかん。これは管理者と瀬戸山理事にもそのくらいの決意を私は聞きたいと思っています。今の体制でこういうことが本当に責任持って15年度にスタートできますと、中央病院や市民病院に対してもこれだけの要請や、あるいは協力のこともしてもらおう自信がありますとかね。そういうことがなかったら、4月1日からこの図式が幾ら出てきたってできない。いかがです。管理者と瀬戸山理事の決意も私は聞きたい。

○管理者（上岡義隆君） 15年の体制につきましては、ここに図示でお示しをした体制で県知事、市長とも協議をしておりますし、局内で十分な議論をしておりますし、この体制で臨みたいと思います。

下の方にも書いておりますように、4月1日に配置ということではありませんけれども、それぞれ局準備のための専任職員も年度途中、適宜検討して配置することも考えておりますので、そういうようなことも踏まえまして、両病院の協力を得ながら最善の努力をしてまいりたいと思います。

○理事（瀬戸山元一君） 私のことをにつきましていろいろ御心配いただいたり、また叱咤激励いただきまして、非常に恐縮しました。

今まで、私自身が3年を迎えるわけですけども、新しい病院、患者さん、県民・市民のための病院づくりということであってまいりました。しかしながら、実際背が高い、声大きいということでは何か威圧してるように思われますが、ほとんど私の意見としての構築ではございません。これは非常に私自身、責任を感じております。実際にはこれからどう責任を発揮させていただくのかということが私に求められてると思いますので、今後、皆様方のそういう言葉を十分に受けながら、全面的に出ていきたいと思っています。今までは、まさにはっきり言いまして、何か言えば全部私が取り仕切ってるかのようにとられてたんですが、そうではないということをお場で答弁しながら、今度はいい意味でのリーダーシップを発揮しなくちゃならんということで責めを負ってると思っておりますので、その辺のところを表明させていただきたい。

先ほどの御指摘いただきましたいわゆる4局体制、まあ6局体制のうちの、まず先ほど楠本議員、牧議員から医師はどうですかとあったんですが、今のところ、両病院の院長に全医師に面談をしていただきます。そして、新病院へ行く意思があるかどうかという問題につきまして検討します。そして、その中の全員という中では診療が難しいわけですから、3回にわたりまして診療科の長の方々、部長、医長がおりますが、この方々と説明をしながら、また歓談をし、そしてコミュニケーションを図ってまいりました。その中で、両病院とも、たまたまですが、現在のいる医師で2名だけは新病院へ行かないということで、あとは全員行くということですので、和気あいあいとやっていることを御報告申し上げた

いと思っています。

現在、医師につきましては私、堀見病院長、大脇病院長、の三者で協議しながら、その3人のコンセンサスの中でいろいろとやっておりますけれども、残念ながらほかの分野につきましては、一切私の力がまだ発揮できてない現状でございます。つきましては、今御指摘いただきましたように、4月1日をもってこの体制をつくり上げることが急務であろうと、またそれをしないと年度途中の採用ということにはこれは相ならん。なぜならば、そういう人材の確保は非常に難しいだろう。ある意味では、両病院から来ていただいたとしても、そこの現場の仕事はどうなるかという問題がございますので、これにつきましては、今、議員の皆さん方の御支援を賜ったものですから、4月1日に準備室を立ち上げたいと思っています。

○4番（川添義明君） それでわかりました。管理者、先ほど下の方には「注」と書いて、「年度中に適宜検討、必要に応じ配置する」というふうに書いてますよね。だから、さっき言うたように、準備室の室長は次長が兼務とここでは書いてあるんやけれども、年度途中にその兼務を外して専任の室長配置だって考えられると理解していいですか。

○管理者（上岡義隆君） 必ずしも室長ということではございませんが、それぞれ薬剤なり栄養なりのチームに専任をとということを想定しておるものでございます。

○4番（川添義明君） だから、それがちょっとまたわからんのですよ。準備室長とキャップがあるでしょう。今、瀬戸山理事が言ったように、医師については、院長と話しをしてるんやけども、ほかのところについてはまだまだ不十分な状況やと、だから準備室を早く4月1日から立ち上げて、そこに具体的に医療の中身についての局体制の問題とか、いろんなあらゆる面を状況も把握しつつ構築をしていこうという話ですから。

だから、私の言ってるのは、そういう年度途中でそこまでの体制に持っていく場合に、どういう準備室があるべき姿をこれから歩いていくわけですから、年度途中でも変更してもいいと思いますよね。人員も補充してもいいと思うんです。そういうときに、ここに書いてある室長が兼務をするということが果たしていいかどうかと言うたら、そんな悠長なことではいけないと思うから、年度途中でも臨機応変に人を選任するとか、あるいはスタッフを強化するとか、そういうものでやっていかない限りは1年間では難しいじゃないですかと言うておるわけです。その辺の判断を、管理者もきちっと、もう年度当初に向けてのスタート、この議会ももう最後で、新年度はまた新しいメンバーで議会が始まっていくわけですから、きちっとすべきところはきちっとしておかなきゃいけないという気持ちで言ってるわけです。その辺をもう少し丁寧に説明してください。

○管理者（上岡義隆君） 川添議員に御指摘、御発言いただいたような趣旨で、当然室長も専任を置かなければならない事態があり得ると思います。そういう方向で、そういうことも踏まえて15年度の体制を整備し、年度途中もずっと充実に努めていきたいというふうに思います。

○4番（川添義明君） ようするに、もっとわかりやすく短く言ったらいいわけよ。次長兼となっちゅうから、それにこだわるものではないという答えをしたら済むわけよ。

（「ようせんきよ」と言う者あり）

妙に回りくどい、そうに変わらん、そうでないみたいな、あいまいな……

（「えらい模範答弁をしゅうけんど」と言う者あり）

だから、そういうことを言いゆうが。大事なことから、そういうようにすべきじゃないのかと。

○理事（瀬戸山元一君） 先ほど川添議員のお話に明確にお答えできなかったことを反省いたしますが、私は、この次長の兼務という問題もあるでしょうけども、ここに挙がっています4チーム、看護チーム、薬剤師チーム、栄養チーム、そして医療技術チームのチーム長として、どういう立場かは別にいたしまして、これから一体運営いたしますし、15年度もすぐにこれは診療の差異化をしながら進めていきますので、医師だけの問題じゃなくて全職員が関係いたしますので、4月1日にはこのチームの長を選任できればと願っています。

○4番（川添義明君） 要するに、責任を持たせて、整理・統合へ向けての助走をしていくという体制をつくらにゃ。もう4月1日は、今議会終わったら我々には用事ないき。もうちゃんとせな。

○9番（小崎千鶴子君） 私はちょっと観点が別なんですけれど、先日、我々が今回新しい病院ができるにあたり、女性の専門外来を設置してもらいたいという声が上がりました、署名をとりましたところが、もうあつという間に集まりました。その中で言われたのが、やはり今の公立病院には、こう言ったら失礼なんですけれど、プライバシーがないというような声が多々ありまして、今回できるだけそういうプライバシーに配慮した、もう外国では当然ある女性の専門外来を新しい病院にという訴えが大変大きかったものですから、この点についてぜひ要望をさせていただきたいと思います。

知事には要望させていただきまして、前向きに検討していただけるという答えは得てますけれど、ぜひ瀬戸山理事は元来新しい病院に向けての患者のための医療という観点をおっしゃってましたので、ぜひこの点に関して女性の専門外来というプライバシーを尊重した、また女性特有の病気等に対応できるような、またこれからは女性の総合的な心身とものケアができる、そういう医療が求められておりますので、ぜひこの市民の多くの方の声にこたえていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○管理者（上岡義隆君） 知事への陳情もお聞きしておりますし、十分踏まえて対応したいと思います。

○理事（瀬戸山元一君） 今の小崎議員の御質問ですが、これはPFI事業第2次の際に高知医療センター機能計画というのをいささせていただきますして、そこに、25ページでございますが、「女性外来の診療機能」ということを書かせていただいております。ここに

おっしゃったように、「女性特有の症状に対応するために、女性外来を配置することとし、プライバシーの保護と女性が気軽にかかることができるという安心感に配慮した」と書いてございまして、それにつきましてこれから具体的にどういうふうにするのか、あるいはそういう医師がすぐに存在することができるのかという問題につきまして、これから検討を重ねなくちゃいけないと思いますが、一応方向づけとしてはそういうことでしてまいりますので、十分御意見を尊重させていただきながら、また皆さん方の御意見におこたえできるような診療体制をとっていきたいと思っております。

○13番（中澤はま子君） ちょっと関連をして言うんですが、アメリカなんかではいち早く本当に研究されて女性専用の医療が行われておるわけですがけれども、性差をやっぱり考慮した医療というのは、現実的で必要であることということは私なんかもよく認識はしております。日本でも、千葉県なんかでは堂本知事が誕生して以来、なかなか県立病院でも、それから私立病院なんかでも、そういった女性医療専門の開設されておりますけれども、幾つか問題点もあるやにお聞きはいたしております。今回、当然今度の新病院に対してそういうことを開設していく方向でというお答えをいただいておりますけれども、今は高度医療専門でなかなか移行するだけでも大変な時期だと思うわけですが、将来的にわたってそういったことは必要なことであろうと思っております。

そういったことで何点かの問題点を含んでいるということをちょっと小耳に挟んでおりますし、その点についてちょっと瀬戸山理事から所見をお聞きしたいんですが。

○理事（瀬戸山元一君） 今、千葉県の東金病院だと思っておりますが、そういう例があるようですが、あの病院におきまして、堂本知事の指導のもとに女性外来を開設いたしております。しかし、実は毎日開設できる状況ではないことから、開設したことに対しての非常に評価は高いんだけど、今度は利用者側からはまた不安が出ておるということが現実でございまして、とすれば、どこまでおこたえをしていくのかという問題があるかと思っております。

先ほど、小崎議員のお話にもお答えしたように、実際、女性外来という名目はあるんだけど、それをどこまでどういうふうによつて、極端に申しますと女性外来と男性外来に分かれてしまう、全診療科が分かれてしまうことになり得ます。そういう問題ではないだろうとお伺いしておりますので。ただ、利用される県民・市民からの感情とすれば、次々ステップは上がっていくと思うんですね。私が島根県立中央病院でいわゆる思春期外来とか、あるいは登校拒否のような方の児童精神のような外来をさせていただいたときに、毎日深夜までかかっても終わらない状況でした。お一人、1件に対して数時間話を聞くということもありましたし、ある意味では、女性外来でもいろんな声を聞きますと30分から1時間が常と聞いています。そういう問題があれば、それだけのキャパシティーが医療センターで備えることができるかどうかという問題もうちは懸念もございまして、そうすると複数の医師が要る。また、ある意味では、女性外来で今我々はできれば女医さんに対応していただくという気持ちを持ってますけれども、また今度もっと限定されてきますので、だ

からそういういわば人材がどれだけ確保できるのかということもあるということでございます。

○13番（中澤はま子君） 将来に向けていろいろと検討していただけたらと思いますので、それはそれとして、私の勤といいますか、瀬戸山理事に対して、最初招聘して高知に来て、私たちは大変期待をいたしておりました。そんな中で、非常に先生のイニシアチブをとった指導のもとで何かごんごん進んでいくなあとという期待をしてたんですけども、途中ああいうことがございました。その後に、何か組合の方がもう全面的に出てきまして、すべてを指導していくというような形になって、これでいいのかなあという一つの懸念は持っておりましたので、きょう皆様方から大変意見が出たんですが、私も瀬戸山理事に対しては大変期待をいたしておりましたので、もっともっと前面に出て、組織の中にも瀬戸山理事の位置というものはっきりともう一度再確認をしていただいて、そして進めていただきたいというのが私の気持ちでございますので、よろしくお願いをいたします。

（「もう昼からにしようや」「やるかよ」「いや、もう昼からにしよう」と言う者あり）

○議長（久保昭一君） お諮りしますが、午後1時再開にしますか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（久保昭一君） 午後1時再開で休憩にいたします。

午後0時03分 休憩



午後1時01分 開議

（11番土森正典議員、16番元木益樹議員、再開後欠席）

○議長（久保昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（牧 義信君） 最初に断ちょくと、僕が質問しよったとき、元木議員が途中で抜けないかんき構わんかよと言うき、ほんならええよという話だったんで、ちょっと話をもとへ戻します。

条例問題に関連して若干聞いておきます。情報公開条例の問題についてですけど、PFIの事業契約の165条をさっきあえて読み上げて、情報公開への協力というのは入ってるというふうに言われましたので、まずちょっとここを聞いてちょくんですが。165条で「SPCは、病院組合の情報公開に必要な場合、必要となる資料の提供等につき協力するものとする」というふうにありますけど、この「協力するものとする」というのは、「協力を努める」とかではなくて、これは極めて義務的な規定だというふうに読み取れるし、一般的にはそう解釈すべきなんじゃないかと思うんですけど、それでいいんですか。

○事務局次長（吉岡和夫君） 御指摘のとおり、「しなければならない」に近い義務を課

しておるといふうなことで考えております。

○15番（牧 義信君） ただ、そうなってくると、情報公開条例の県の条例の中で言うと、いわゆるSPCというのは株式会社だから、県の情報公開条例の中でいくと、第6条の中のいわゆる法人ですよ。その法人に関する情報で競争上または事業運営上に問題があるという場合は、秘密は守られるといふうにあるわけでしょう。だから、そういう形で言えば、SPCの情報そのものは情報公開条例で言うても公開の対象にはなっていないという問題、矛盾があるんです。それに関して、事業契約の164条の「秘密保持」の条項の中に、「病院組合が情報公開条例等に基づいて開示をしたり、情報公開の対象として請求されたものに関連して、病院組合がSPCに組合に対し開示を請求するものについては秘密保持の対象から外す」という文言がありますよね。となってくると、情報公開条例で組合が請求されて、それに基づいてSPCに開示を請求したものは秘密外ということになります。で、そうなって病院組合が求めた場合には、さっきの義務規定に近いもの——SPCは協力しなければならない——となってくると。となってくれば、公開するかどうかの判断は病院組合が握ってる、つまり、この契約なり、たてりからいけば、病院組合の姿勢によって決定的に違ってくるものになるといふうに考えていいんですね。

○事務局次長（吉岡和夫君） 165条で「病院組合の情報公開に必要な場合、協力するものとする」ということになってございますので、そういう意味では、イニシアチブといえますか、病院組合の判断というのはウエートが高いということであろうと。その点で、病院組合の情報公開に必要な場合という判断というのは、基本的には県の条例に準拠した情報公開条例があるわけですから、そこの兼ね合わせの中で、公開すべきものという判断は病院組合がやるし、そのことについてSPCは協力を願うというたてりになると。

○15番（牧 義信君） ただ、病院組合の判断とした場合に、これはどっちでもとれる。つまり片一方は法人ですから、その利益に関する部分云々に関して言えば、そのものが情報公開の対象にはならずと。だから、そういう意味で言うと、病院組合の姿勢によっては、公開の度合いがもう全く違ったものになってきます。その点でちょっと。ここには、情報公開の対象として請求されたものに関してと、こうあるわけだから、例えば市民が病院組合に対して情報公開条例に基づいて請求しますね。そこの判断ですわ。請求されたもので、今言ったように、例えば、じゃあ薬価なんかの場合にはどうするかとなったときに、これは法人の中で、株式会社の中で言えば、相手との関係で競争の原理が働いて、これは秘密です、と言われたら一切出てこなくなりますよね。そこの解釈の中身によっては、もう決定的に情報公開の度合いが違ったものになってござるを得ないんじゃないですか。

○事務局次長（吉岡和夫君） 個々の情報公開の対象の書類であるとか、情報につきましの判断というのは、当然病院組合として行うわけでございますけども、その際に判断の基準といたしましては条例があるわけでございますし、県の扱いでありますとか、他の自治体等の扱いというものも当然参考にしながら適切な判断をしていかなければならないと

いうふうには考えております。

○15番（牧 義信君） だから、県の条例などの場合で言えば、さっき言ったように、SPCが株式会社であって法人ということになってきて、そこに利害関係が絡んできたら一切秘密保持の対象になっちゃうわけでしょう。片一方で、契約事項の中で言うのと非常に相矛盾するたてりになってるのをさっき僕は確認したわけですよ。だとしたら、この契約事項の中にある例えば病院組合が情報公開として市民から請求されたものに関してというのを最大限活用すれば、活用すればですよ、つまり、これは結果としては単なる民間の株式会社の利害云々ではなくて県民の税金の使い道の問題になってくるわけだから、そうでしょう。だから、請求されたものは基本的にSPCに対して公開を求めていくと言うに近いぐらいの判断を持ってないと、一切こんな条項を書いても何にも用事になりませんよ。だから、一定の判断はするのは当然だろうと思うけど、対住民からそれこそ税金の使い道として公開請求されたものについては、全部が全部とは言わないけどね、言わないけども、SPCに対して公開を求めていくというぐらいの姿勢を持ってないと何の意味もないよ。その点どう。

○事務局次長（吉岡和夫君） このPFI、やっていく中でいろんな御指摘もございましたし、そういう意味ではできるだけ情報公開は行っていくという考え方のもとに契約に臨みましたし、この条例の制定についても、基本的な考え方としてはできるだけ情報公開をしていくという姿勢であるということでございます。

○15番（牧 義信君） もう一步進んで言えば、住民からSPCに対して情報公開できないんですよ、このたてりから言えば。だから、病院組合に情報公開の請求が来るわけでしょう、条例を持つわけだから。その場合の規定をわざわざつくってるわけだからね。また病院組合がSPCに対しては義務規定に近いもんまでつくってるわけだから。さっきの姿勢をきちんと確認する意味で言えばね、対市民などからの請求は基本的に公開を求めていくと、SPCに対して組合の姿勢として、いうあたりでいってくださいよ。ええですね。

○事務局次長（吉岡和夫君） 基本の考え方は、できるだけ情報公開に努めるということでございます。

○12番（中内桂郎君） 予算のことでちょっと。前にも指摘をしておりましたが、3条と4条の関係ですけど、当初予算を見ましてもやはりまた同じような扱いで出てきておるわけですが、やはり一般経費を建設改良費——4条で全部受け入れをしておるわけですが、こういうことが、今度貸借対照表へ移行されたときに、妙にやはり整合性ははっきりあるとも思えない。これにこだわるわけじゃないけれども、この辺の見解は改めてまた執行部にお尋ねしたいですが。

○企画調整課長（長瀬順一君） 議事録を読みましたが、前回お答えした範囲を今のところ超えるお答えは持ち合わせておりません。

ただ、私どもも指摘を受けまして、公認会計士、それから公的にそういったところの相

談に応じてるところと確認をしましたところ、今のところ、うちのやり方自体が不適切ということは言われておりません。今のやり方で問題はございませんという回答をいただいております。ただ、これから3条、4条に分けていくという手続がございますので、その中で、指摘もございましたように、不明確になるというようなことを避けるということは、なお今後検討させていただきたいと思っております。

○12番（中内桂郎君） 3ページに載っておる支出のところ、建設改良費ですね、1から5まで書いてあるけど、3までが要するに一般経費で、あとは施設整備とか資産購入費と、これは11億円ぐらいですが、この計上額と、その上の負担金の中にあります構成団体負担金8億3,500万円、これとのいわゆる建設改良費3分の2のかかわりはどうなっております。

○企画調整課長（長瀬順一君） 建設改良費に係る部分の3分の2の負担というものについては、現状のところでは全額2分の1ルールによって負担をされているということになっております。

○12番（中内桂郎君） 格好だけは。それ以上問わんけど。

そしたら、ちょっと代表監査委員にお尋ねしてみたいのですが、前にも指摘して、今もまた指摘をしておるわけですが、私は、どうしても整合性があり得ると思えないわけですが、代表監査委員として、こういう経理手法はどういうように判断を、決算のときにされております。

○監査委員（佐々木義明君） その件に関しましては、実は今年度の定期監査並びに前年度の決算審査におきまして、私自身は若干疑問を持ちまして、口頭で指摘は申し上げたところです。

なぜかといいますと、当初、一般会計の時点では、これは県・市から負担金が入りまして、それに基づいて要するに一般管理費に該当する人件費、経費を補てんをされております。ですから、それで済んでおったんですけども、公営企業会計になりましてから、今御指摘のように建設仮勘定というところで残っていきまして、一方で資本勘定の両建てになります。そうすると、一般会計の場合には、要するに県・市の負担金によって消えてしまうものが資本勘定と建設仮勘定の両建てで残る——言葉は悪いですけども、資産と資本が両方が、水膨れになる形になります。それは好ましくないんじゃないかという指摘をしたところです。ただ、公営企業会計としてそれが適当かどうかという点に関しましては、まだ結論が出ておりません。それで、私としては、総務省に問い合わせをするなり、もう少し詰めをしてくださいと、こういう話をしている段階でありまして、その詰めができた結果、今年度の定期監査において再度指摘をするかもわかりませんし、了解ができれば指摘をしないかもわかりません。ただ、今申し上げたように、両方が両建てになって水膨れした関係になっている。要は資本勘定が数字どおりの実質資本でない、建設仮勘定の中には経費として既に支払われている部分があるという点について、適法か適法でないかとい

うことを抜きにしまして、私の個人的見解としては好ましくないというふうに思っております。

○12番（中内桂郎君） 整合性という言葉は私は使いましたが、そういう意味からしたら代表監査も同じような考え方じゃないんだろうかというように思いますが、これ以上は釈迦に説法みたいな話になりますから、専門のそちらの方で、今後一つの運用面におけるあり方といいますか、経理上の問題点としても考えていってほしい、そういうことを要請をしておきます。

○6番（吉良富彦君） 議第5号についてですけども、この倫理条例は県の例によるというふうになってますけども、県と市、両方を比較したと思うんですけども、違いはありませんでしたか。

○事務局次長（吉岡和夫君） 大きな、基本的な部分では、違いは全くないと言ってよろしいかと思えます。ただ、市の場合には臨時職員にも適用されるでございましてとか、あるいは原則的に利害関係者との飲食は自己の負担があろうがあるまいがすべて禁止というところ——これは規則だったと思えますけども、その部分は若干違いますが、これは原則ということで、別のところで条件つきで認められる場合がありますので、最終的には、臨時職員の部分を除けば、県・市倫理条例・規則で大きな違いはないというふうに受けとめております。

○6番（吉良富彦君） この条例を制定するに当たっての一つの大きな事件というのは旅行問題でしたよね。そして、条例に基づく規則の中で旅行について書いてるところが、さっきおっしゃった飲食のところなんですよね。あえてやっぱし私は言うておかなかちやいけないと思うんですけども、市の方はですね、規則の第4条で「利害関係者ととともに飲食をすること」、第8項目で「利害関係者ととともに遊技、ゴルフまたは旅行（公務のための旅行は除く）をすること」というふうになってるんですね。県の方は、「自己の費用を負担せずに関係者とともに飲食、遊技、ゴルフまたは旅行（公務のための旅行を除く）をすること」というふうになってるんですね。ああいう大きな事件があった後でやっぱし倫理条例を考える場合は、当然、さっき牧議員も言いましたけれども、もっと積極的な内容のものを持ってしかるべきだと考えたわけですけども、これ、両者を比較すると、やはり自己の費用を負担しなければ旅行はいいのかということになるわけですね、このとおり読めば。

（「しなければ……。したらで」と言う者あり）

したらですね。自己の費用を負担して旅行をしたら、それでいいのかということになるわけですね。これは今までの流れからいうとね、やっぱし大差がなければ、誤解を生まないためにも、市の方の倫理条例にのっとるという方が県民・市民の不信をあおがないという意味でも妥当じゃないかなと思うんですけども、そこの辺については論議をなさいました。

○事務局次長（吉岡和夫君） 確かに、倫理条例を立てる際に、市の方と県の方とを比べましたところ、先ほど申し上げました2つの条文のたてり上の差異というのは認められました。けれども、先ほど申し上げましたとおり、市の方につきましては原則禁止ということでありまして、別の項におきまして、「職員は、職務の執行に際し、交渉または打ち合わせを行うことが必要な利害関係者との間においては、自己の費用を負担するとともに、適正な公務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り行うことができる」ということを書いてございまして、禁止することそのものにつきましては同じでございまして、条文のたてりが違っておるといふことの受けとめでございまして、また倫理条例・規則等の病院組合の職員としての重要性ということとは十分認識できると思っておりますし、自治法上のたてりからしまして県条例に準じる形での規則的な扱いでも十分対応はできるのではないかという考え方で提示……。

○6番（吉良富彦君） そのように確認させてもらいます。

それからもう一点ですけれども、きょうの午前中の議論をちょっと聞いてまして、何か組合の事務局内部に対立があるようなニュアンスの発言がありました。それにかかわって中村さんという方もやめたような発言が議員の方からもありました。そういう県民から見れば何ともやり切れない発言をどう管理者は受け取っているのか。それから、その発言に対して、瀬戸山理事はこの体制の表について私の構想ではないって、私の聞き違いだったらあれですけども、私の構想ではありませんと、何か自分の意見が入ってないかのような――首を振っていますから、そうじゃないということらしいですけども――発言もあって、ええっ、どうなつとるんじゃというような思いもちょっとしたわけですけども、そこの辺について誤解があってもいけませんので、そういうね、何か瀬戸山理事を無視してやっっていくようなことが今まであったのかどうなのか、またそういう混乱に乗じて彼女はやめてしまったのか、そうじゃなければというふうに明確なお答えをしていただきたいですね。これではちょっと今後大丈夫かなという不安感を抱きましたので。

○管理者（上岡義隆君） 御心配をいただきましたが、確かにこの組織体制の制定などにつきましていろいろ内部で議論はいたしました。確かに、理事の御意見と合わなく議論になった部分はございますが、最終的なまとめは一応これでできておるといふふうに理解してございます。

内部で対立があるというふうな御発言がございまして、確かに理事のリーダーシップと個性、それと我々事務屋が考える事務の進め方という間に若干、その、意見の違いというものはありませんでしたが、そういうところを整理した上で、病院組合として新病院に向けて努力をしておるといふふうに思っております。

（「瀬戸山理事の発言も」「質問するやったら、質問を」と言う者あり）

○6番（吉良富彦君） だから瀬戸山理事の発言は、この資料4の体制のこのことについて、私の構想ではないとおっしゃったように私は理解したんですけども、そうじゃないん

ですか。

○理事（瀬戸山元一君） では、御指名ですので、あえてお答えいたしますが、究極的にはこれを議会に出さしていただくときには了解いたしております。

（「究極的にはね」という者あり）

だから、これに対して私は反対しているという立場じゃございません。

ただ、議論した、議論のあったところをあえて申し上げますと、やはり先ほどの次長職の下には参事（看護担当）ということがございます。これについては議論をいたしました、ということがございます。なぜなら、もう時代、時期が違ってまして、要するにもう各局の準備室が立ち上がっていかなくていけない時点に看護だけ上へ上げるのはおかしいのではないか、すべてを、もしくは一気にそろえていくべきだということではありますが、そうすると、先ほどの御意見の中で、局設置準備室にここへ看護局、チームがありますので、薬剤局、栄養局、医療技術のチームという問題について4月1日に機能ができるような形で頑張っていたかどうかということなんです。

○6番（吉良富彦君） それはね、対立ということじゃなくて、その討論の過程で出た意見の違いですよ。そしたら、それはそれでいいとして、やはり究極的にはということですのでこれでやっていただきたいということ。それとですね、さっきの中村さんですか、やめることがそういう対立、意見の違いによってやめたなんていう発言があったんですけども、それはどうなんですか。こういう発言というのは、私、聞いてて、非常にどうなってるんだと思うんですけど。

○管理者（上岡義隆君） 私どもの理解は、一身上の都合によりという理由で辞表が出て受理をしたものでございます。

○6番（吉良富彦君） 非常に大事な時期へ来ていますので、あえて対立を外に向かって言い募るようなことはぜひやめていただきたい。出てきた意見は、これで統一して鋭意努力するというふうに責任を持った発言をしていただきたい。それについては、今後よろしくをお願いしますよ。

（「そのとおり」と言う者あり）

○7番（楠本正躬君） 僕は2点ばかりお聞きしたいと思います。

1点は、先ほど吉良議員からもありましたけども、やっぱりイメージがですね、瀬戸山理事の先ほどの答弁の中でも、医局について私は努力したけどもあとは全然知らんと、そういう答弁をされるとかね、ということを含めて、どうも聞いておって不安が大きくなるような、そういう事態だと思いますので、これはやっぱりこういうことがないように、汗かくところが汗かいてないからそういう話になるという、我々はそういう見方になってしまうと思いますので、やっぱり瀬戸山理事についてもやっぱり全体を見ながら汗をかいていただくところは汗かいていただかないと、現場へも入っていただいてそういうことで努力をするということをお願いしたいし、答弁については、やっぱり表、議会へ出した以上

の以下でもないだろうという話で議会に挑んでくるわけですから、そのときにはやっぱりきちっと答弁についても慎重に対応していただきたいということ、特にこれは要望しておきたい。

そこで、質問をしたいのは、後ほど地元企業の問題がございませうけれども、先ほど牧議員も言われましたけれども、この情報公開条例の165条を主体的にどう判断していくかという話なんです、正直言いまして、この間、地元企業の登録、さらに登録した後のSPCとの話し合いを含めて多くの期待しておった企業の皆さん方が、とてもやないけれども不信を大きくして大変な状況にあるという話も伺います。

きょう後で説明を受ける選定のあり方についてはまた後で議論するとして、これまでの間、やっぱり情報公開すべきじゃないかと思います。どこの企業が、地元企業がどのような見積もりを出してどのような基準でなぜ排除されたのか、なぜ採用したのかという話を含めて、具体的な企業名は要らんとは思いますけど、金額はどのくらいで対応したのかという話も含めて情報公開してやらないと、相当不信が募ってるんですよ。仕事がみんなない中で、仕事が欲しいと言われておる、その仕事を、この220億円程度のハードな部分を含めてですよ、本当に期待しておったのが、あけてみたら大変なことやということで、しかも入り口で全部排除されるという話で、大変地元の皆さん方は怒ってますから。少なくとも、この公開条例の中の、主体的に判断する必要がある場合の中で、採用するかしないかはSPCが決めるでしょうけれども、これまで地元企業を登録させたのは病院組合ですから、その地元企業の皆さん方がどのような結果で現在どうなってるかという話については早急に情報公開すべきだと思いますが、このことについての見解。

○事務局長（山下 司君） 先ほど牧議員の質問に対しまして吉岡次長の方からお答え申し上げたのが基本的な考え方でございませうけれども、今おっしゃいました質問に関しましては、これまでのPFIの検討過程でも非常に重要な部分でございましたし、そういうことを2つ重ね合わせまして、そういう御質問の趣旨で、考えていきたいというふうに思っています。詳しい説明につきましては、後段の報告のところでさせていただきますと思います。

○7番（楠本正躬君） それで、1つは先ほど牧議員から確認をした情報公開の請求をした場合を基準にする、もう一つはこれまでのSPCとの関係をあれする、今後ですね。どうもこのPFIの事業について公開性が非常に薄いんですよ。みんな不安なんですよ。市民も含めて。この事業がどんなになりゆうという話を含めて見えないわけですよ。ある意味で、もうちょっとやっぱり積極的に今の事業の進捗状況なり、問題、課題なりというものを含めて、もっと積極的に公開する、待っちゃって公開条例で考えるんじゃないかと積極的に公開していかないかという側面が相当あると思うんですよ。それはどうなんですか。そういう積極的に今後事業内容も含めて公開していくということはできないもんですか。

○事務局長（山下 司君） まだ決定しているわけではございませうけれども、今おっし

やられました趣旨で我々の方としても高知医療ピーエフアイ株式会社と話をしております。それで、時期はまだ未定ですし、内容的にどれぐらい盛り込むかもまだ未定ですけれども、できるだけ早く、ホームページへ今おっしゃいました進捗状況でありますとか、そういうところを中心に公開をしていくということで話し合いを今進めております。そんなことを含めて、見えないというところについては見えるような形、これを積極的に我々も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（久保昭一君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（久保昭一君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（久保昭一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。



採 決

○議長（久保昭一君） これより採決に入ります。

議第1号平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（久保昭一君） 挙手全員であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（久保昭一君） 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第3号高知県・高知市病院組合情報公開条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（久保昭一君） 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第4号高知県・高知市病院組合個人情報保護条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(久保昭一君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第5号高知県・高知市病院組合職員倫理条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(久保昭一君) 挙手全員であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第6号高知県・高知市病院組合の一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(久保昭一君) 挙手全員であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第7号高知県・高知市病院組合職員の再任用に関する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(久保昭一君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第8号高知県・高知市病院組合職員の定年等に関する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(久保昭一君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第9号高知県・高知市病院組合職員の育児休業等に関する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(久保昭一君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第10号高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(久保昭一君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、報第1号高知県・高知市病院組合理事(院長予定者)の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告を採決いたします。

本議案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(久保昭一君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



報 告

○議長(久保昭一君) 管理者より、高知医療センター開院に向けての課題と対応方策などについて報告したい旨の申し出がありますので、受けることにいたします。

事務局長。

○事務局長(山下 司君) 報告事項でございますけれども、「高知医療センター開院に向けての課題とその対応方策」、それから「高知医療センター病院本館工事にかかる受託企業選定について」、また「高知医療センター整備運営事業 IT基本協定書(案)」、この3つを報告させていただきたいと考えております。その中で、資料1の「課題とその対応方策」につきましては、先ほど議案の関係で御説明もさせていただきましたので、省略をさせていただきたいと存じます。そして、残る2つについて一括して説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず資料2「高知医療センター病院本館工事にかかる受託企業選定について」という1枚物のところでございますけれども、まず企業選定につきましては一次と二次に分かれておりまして、一次受託企業選定というのが左上にあるわけでございますけれども、ここが大きくは2つに選考過程が分かれておりまして、まず1点目に書類選考という手続がございます。それで、書類につきましては、12月20日にピーエフアイ株式会社が事業説明会で配付をいたしておりますけれども、協力会社選定予定表、この期間内にそれぞれの企業の方から提出をしていただくと。

そして、その書類の内容につきましては、大きくは4つございまして、1つはPFIの今後30年間の維持管理に協力できると判断できる相応の施工実績と品質確保状況、こういう施工実績、それから短工期に対応できる製造並びに生産能力と体制といった製造能力、

そして3には同様に短工期施工に対応できる施工体制という施工能力、そして4点目には事業収支を含めた現状の経営状態、また施工規模に応じた資金調達能力といった事業内容、この4つの内容を中心として書類を提出し、その内容をピーエフアイ株式会社が審査し、その上で見積もり依頼企業を3社程度にまず絞ると。そして、その絞られた対象企業に見積もり依頼をすると。

そういうことで、2つ目には見積もり選考ということになるわけですが、この見積もり選考につきましては、数量内訳並びにその図面、これをPFIの方から貸与いたしまして、協力会社選定予定表の期間内に提出をすると、こういうことになってございます。そして、その見積もりが提出された後に、今度は大きくは3つございまして、1つはPFI事業の性格上、全国レベルのコスト競争力といった観点でのイニシャルコスト、またメンテナンスの必要な品目については寿命を終えるまでのメンテ費用といったランニングコスト、3つ目には事業契約以降のLCCを含めたVE提案能力といったVE提案、この3つを見積もりで出してもらおうと。そして、この、今申し上げました書類選考、見積もり選考を経て地元及び県外企業、これが同等である場合は地元を優先すると、これがまず一次受託企業の選定の基本の考え方でございます。

そして、二次の受託企業の推薦となっておりますわけですが、一次受託企業の書類選定には条件が合致しなかったと、先ほど申し上げたような内容で合致しなかったものの、施工範囲を限定することによりベストプライスが可能と判断された場合は、一次の受託企業に対して二次受託企業をPFIの方から推薦すると。そして、二次受託企業への推薦は、原則として地元企業並びに事前登録企業とすると、こういうことになってございます。

そうした中で、現在の状況でございますけれども、受託企業の希望会社総数が253社ございまして、県内に本社をっておる会社はそのうち98社、県内に営業所を持つ企業が32社、県外企業が123社というふうになっております。それで、会社概要を提出しておる企業、これにつきましては、先ほど申し上げました253社のうちの143社と。そして、その143社のうち、本社が県内にある企業が57社、県内に営業所を持つ企業が19社、そして県外企業が67社と、そしてさらに見積もりまで提出した企業が107社となっております、うち県内に本社のある企業が41社、営業所を持つ企業が16社、県外企業が50社という状況になっておるといふふうにピーエフアイ株式会社の方から報告があつてございます。

それから次に、「ITの基本協定」、資料3でございますけれども、1枚めくっていただくと目次がございます。総則から始まりまして、次のページの雑則まで10章立てというふうになっております。

それで、まず、1ページでございますけれども、高知県・高知市病院組合、それから高知医療ピーエフアイ株式会社及び富士通株式会社、この三者でもってこの基本協定を取り交わすということになっておるわけでございますけれども、病院運営・情報システムの開発、整備、運営及び保守管理業務に関して、この三者基本協定につきましては、12月8日、

昨年でございますけれども、締結されましたPFI事業契約、これに基づきまして業務の詳細、当事者間のリスク分担等を規定し、また今後各業務に関し必要な契約を締結し、業務を実施するに当たっての前提条件となる基本的事項を確認するといった趣旨でございます。

それで、1ページが一番下から「基本的合意」というところがあるわけでございますけれども、まず重立ったものを申し上げますと、「IT事業者は、本IT基本協定並びに本件開発整備契約及び本件運営保守契約に従い、病院組合からの要求に基づき、病院組合業務システムに係る開発、整備、運営及び保守管理業務を提供するものとする」と。

それから、その次でございますけれども、途中からになりますけれども、「SPCは、自己の責任において、SPC業務システムに係る開発、整備、運営及び保守管理業務を行うものとする」と、こうなっております。

それから、7項でございますけれども、中段より若干下でございますが、「病院組合、SPC及びIT事業者は、病院運営・情報システムを運用するにあたり、外部ネットワークの運用を含め、プライバシーの侵害やデータの漏洩による業務の履行違反が生じないように配慮するものとし、上記対策を講じるため、第12条に規定する運用管理規程を定めるものとする」といたしております。

また、3条で「システム評価アドバイザー」ということで、「病院組合は、必要と認めた場合、システム評価アドバイザーを設置することができる」と、こういうことにいたしております。また、「アドバイザーは、病院組合の指示により、病院運営・情報システムの開発、整備、運営及び保守管理全般に対し、システムの汎用性、統一性、効率性、経済性等を評価し、病院組合に適宜報告する」と、こういうことにいたしておるわけでございます。

そして、3ページには、第2章で「病院組合業務システムの開発・整備業務」、これに関して、次のページ、さらには6ページの上の方まで定めておるところでございます。

また、6ページの中段より若干上でございますけれども、3章におきましては「病院組合業務システムの運営及び保守管理業務」と「SPC業務システムの開発、整備、運営及び保守管理業務」、これにつきまして次のページにわたって定めておるわけでございます。

そして、4章では「サービス対価」でございますけれども、サービス対価、上限額として46億470万2,550円というふうに、これは消費税込みでございますけれども、定めておまして、うち45億4,072万2,900円が債務負担行為で既に御議決をいただいております額でございます。また実施設計、そして14年度に予算を計上させていただいております6,397万9,650円、これを合わせた額がこの46億円余りということになってございます。

そして、次の8ページには5章で「モニタリング等」ということで定義をいたしておるわけですが、これもPFI事業契約と同様のモニタリングということを想定をいたしております。

また、第6章「損害賠償請求」につきましても、PFI事業契約と同様の規定をここに

掲げさせていただいております。

また、10ページの下段の方でございますけれども、7章では「SPCへの出資」ということで、これも今までPFI事業契約に盛り込んできた内容と同様でございます。

そして、第8章でございますけれども、「IT事業者による約束」というところで、まず(1)では「IT事業者は、病院組合業務システム開発、整備、運営及び保守管理業務の遂行にあたり、「提言書」の内容を遵守し、実践すること」と。これまで議会で説明をさせていただいた提言書でございますけれども、これを遵守し、実践することといたしております。また、(2)のところでは、「回答書」を富士通の方からいただいておりますけれども、この内容を遵守することと。さらに、3点目といたしまして、監査済みの当該事業年度の計算書類及び監査報告書の写し、その他病院組合が合理的に要求する書類を病院組合に提出するという約束事項を定めてございます。

また、9章のところでは「IT基本協定の終了」ということで、債務負担行為で設定をいたしております平成23年3月31日までに基本協定は終了するということを定めておるところでございます。

さらに、飛びますけれども、13ページ、第10章の「雑則」におきましては、主に秘密保持等ということで規定をいたしておるところでございます。

飛び飛びの説明になって恐縮なんですけれども、内容につきまして三者間で合意ができましたので、来週早々にも基本協定を締結し、さらには契約書を年度内に締結したいというふうに手続を進めておるところでございます。

以上、御報告申し上げます。



質 疑

○議長（久保昭一君） それでは、ただいまの報告に関連いたしまして質疑、意見はございますか。

○7番（楠本正躬君） 地元企業の参入のあり方ですが、ここに来て急に見積もり依頼企業を3社程度に絞るという話になってますよね。これは、去年8月21日にオリックスグループが上岡管理者に提出している内容に反するんじゃないかと。つまり、これはですね、明確に登録企業リストを中心に地元企業の調達情報公開並びに提案受付の体制を整えますということ saying ってきたにもかかわらず、体制が整ってなかったということのあかしじゃないですか。これはどうなんですか。

○事務局長（山下 司君） オリックスグループの方は、12月20日に地元企業を中心として説明会を開催をしたところでございます。その中で3社に絞るというようなお話はございませんでした。ただ、書類選考、そして見積書の提出等々の説明はあったかというふう

に考えてございます。そんな中で、いろんな思い、それから営業窓口での話等々を我々も聞く中で、具体的にやはりきちっと説明責任のある形、これが必要だというふうに考えまして、当然オリックスグループの方もそう考えておる中で、ずっと話し合いを続けてくる中で、こういうペーパーを今般いただいたというふうに考えております。

○7番（楠本正躬君） 具体的に言いますと、SPCが窓口になって、ハードな事業、つまり施設整備、それから今後運営についての取り組みを含めて協議をしながら事務局を初め検討するという話が議会に説明されてきた内容でした。

ところが、実際は、ハードな部分については竹中工務店に丸投げして、そこが窓口になって、地元企業がどんな仕事があるかという相談を含めて営業に入ると、多くの企業の皆さん方が入り口で排除される。もうこのセクションは決まっていますからあんたは来てもダメですよとか、この金額であんたやれますかとても無理でしょう、という話で、提案しようにも参加しようにも入り口で排除されてしまって大混乱が起きてるという実態にあるわけですよ。このことをどう思うのか、つまり登録した側の病院組合の考え方が一番問われてるわけですよ。オリックスさんもこれを約束してるわけですから。そしたら提案ささないかん、見積もりをささないかんわけよね。その上で合理的な理由を公開をして、その基準に基づいて審査した結果、あんたこぼれましたよと、これやったらまだ参加した、登録した企業の皆さん方は納得すると思うんですけども、こういうやり方をされると重大な問題だと思うんですが、これについてはどういう指導をなさった。

○事務局長（山下 司君） 済いません、ちょっと後段の「こういうやり方」というところが若干理解できてないところがありますので、そこは再度お教えいただいたらというふうに思うんですけども、我々としましては窓口で排除される、これはあってはならないことだというふうに考えてます。とにかく同じ土俵に上がると、これが必要というふうに考えております。また、そういう意味で今回、見積もりをいきなりというプロセスにはなっていないわけで、営業、書類選考、そして見積もり選考と、こういう過程にそういうことになっておるといふふうに考えております。

○7番（楠本正躬君） オリックスさんがSPCの窓口をちゃんとつくってね、説明会をやってきましたね。2回ほどね。このことは、これでいいと思うんですよ。しかし、実際にハードな部分になってくると竹中さんが窓口になって、それは現地へ行ってくれ、現地の責任者に話ししてくれ、現地の責任者は、とてもやないうちはこんな金額でやってもらわんとあんたとは参入できません、ここはもう既に決まっていますと、こういう格好で排除するやり方が、SPCの窓口になっちゃうわけで、こういうやり方がどうなんですか、こういうやり方がいいんですか、そういう指導をしましたか、ということを知りたいんです。

○事務局長（山下 司君） これまで当議会にも責任者並びに担当者という形で資料を配付させていただき、説明させていただいた経過があると思いますけれども、我々はまず第

一義にPFIの株式会社、これの代表企業であるオリックス、ここの責任者と今お尋ねの件につきましては話をしております。また一方で、具体個別、そこは事例によっては担当者とも話をしてまいりました。また一方で、オリックス株式会社と、具体的に言えば竹中工務店、この間できちっと共通認識ができてないと思われるようなところにつきましては、そういうことがないように何回かにわたって話し合いもしてき、また今後とも継続していかなければならないと。建設関係につきましては、工程に合わせて順次いい企業を選定するというようになっておるわけですけれども、それと並行いたしまして、今後、医療関連サービス、その他医療関連サービス、この企業についての選定もやがて始まってくると。そういう意味では、今おっしゃいました根幹のところ、そこはきちんと整理しておくべきというふうに考えております。

○7番（楠本正躬君） 今回ですね、この基準を定めましたね。ハードな部分、つまり建設関係の部分については。運営に関するものはこれからおいおい整備していったって、地元企業の参入のあり方も含めて一定の基準を定めて混乱がないように対応するという話になってくることについては理解ができますけれども、既に入り得という状態になっちゃう現在の既定の参入企業、もしくは実態、赤字でも覚悟してやりゆうという話を聞きますけれども、そういうことについての見直しもこの中に入るんですか。現在、既定で竹中さんに、あんたどここれやっていただきますよ、と言われた皆さん方は、今回この基準で、もう一遍線引きをし直すということになるんですか。そうじゃなくて、それはもう走り得なんですか。そこはどうなんです。

○事務局長（山下 司君） 決定した企業名につきましては、我々の方に報告をいただくことになっております。そういう意味では、決定企業については今後とも公開をしていくという関係になると思います。

それから、選考過程で漏れたところについては、やはりその工程の関係で、また一方で何社か物理的なそういうところでどうかということだというふうに考えてまして、明確にそこがどうなるかということころまではまだ整理ができてないというのが実情でございます。

○7番（楠本正躬君） もう一遍確認をしたいんですが、竹中さんが地元の業者に説明してるのがですね、本体含めて、附帯も含めてハードな部分、施設整備に関する経費については266億円の話だったけれども、私んところが50億円企業努力して216億円になりましたという話をされたということなんですが、これは要するにいわゆる当初の見積もりの段階から話し合いをして交渉しましたね。SPCとの話し合いによってコストを話し合いましたね。ハードな部分についての216億円というのは、これはいいんですか。契約なんですか。

○事務局長（山下 司君） PFI事業契約の中で総額2,000億円を超える形の債務負担行為、それも契約をし、また債務負担行為の設定もさせていただいております。その中の

建設関係、今おっしゃられた数字というのは本館施設に関してだと思いますけれども、そういうことで内訳として載っておる金額と、こういうことで、この金額は確定しておるといふふうに考えております。

○7番（楠本正躬君） 本館工事費が216億円、それから附帯の宿舎、看護宿舎、それから、院長、総長宅ですか、というものを含めて、あとはこの契約の中で金額はどうなってるんですか。

○事務局長（山下 司君） きょう、ちょっとその数字、手元には持ってないんですけれども、20億円台前半だったというふうに記憶をいたしております。

○7番（楠本正躬君） それで、こういうことなんですよ。ここに今回示されたのは全国レベルのコスト競争、もともとPFIというのはそういうことでオールジャパンが一番望ましいんだけど、あえて地元企業の参入を認めてきたというのは、そのコストだけの問題じゃなかったわけでしょ。技術力をどうやってして高めていくのかという話が前提であって、コストにこだわりませんということを答弁してきましたよね。それだけど、竹中さんは地元業者にこう言ってるんですよ。高知県における価格ではとてもやれませんよ、うちは大阪の価格ですよ。こんなことを言えばやねえ、登録させてもしょせん無理じゃないですか。登録して、何のために登録したのかいうてあけてみたら、赤字覚悟で仕事参入せないかんと。それは地元の経済効果も含めてマイナスですよ。税金も納められない、赤字で随分ほうり込んでいかないかん、ほうり込む能力のあるところだけが参加できる、こんなために登録させたんじゃないじゃないですか。ここはどうなんですか。

○事務局長（山下 司君） 登録の関係につきましては、平成13年11月1日に公表をいたしておるわけでございますけれども、このときの「事前登録の目的」ということを読み上げますと、「事前登録を行った事業者への本事業に関連する資料・情報等の提供、また、登録事業者のリストの公表などを行うことにより、本事業の推進を図るとともに委託先事業者を求める応募者の一助とすることを目的とする」、こういう目的を掲げております。そうした中で、「事業者の登録」という中で、「事前登録は、あくまでも目的に基づいて実施するものであり、病院組合は、登録事業者の本事業に関する業務委託について約束するものではない」という文章も入っておるわけです。

おっしゃられることを否定してあえてこのことを申し上げたわけじゃないんですけれども、こういう登録制度、これを設定し、PFI法の範疇で限りなく地元の方々に参画をしていただき、まさにおっしゃいましたようにその企業の技術、これの向上とか、企業自体の全体の力、これがアップするように、こういう育成面なんかも考え合わせた上で参画をできるだけしてほしいということでこの制度をつくったと。そうした中で、先ほど竹中さんがこうおっしゃられたというお話はございましたけれども、そういう話については我々としてはよう確認をいたしておりません。病院組合——一部事務組合としては、今までの経緯、この事前登録制度の趣旨、また現状、これらを勘案して、できるだけ地元企業がこ

れからも参画できるために、できる限りどうか、この範疇でないかというふうに考えております。

○7番（楠本正躬君） 竹中さんはこう言ってるんですよ。金額の合わない地元企業は、いいですか、労働者などの宿泊費については竹中が別途出しゅうと。つまり、足りない人件費に相当する分は、旅費なんかで宿泊費なんかを含めて出しよりますと。これは特定企業の特定の話聞いた、受け入れた話じゃないですか。こういう基準で登録をした企業が参入できるわけですか。

○3番（小原敏一君） 議事の進行でちょっとなにがあるけど。

今、質疑をされよりますけど、うんと気になっちゃうことが1つあるんですが、今、質疑の冒頭の中に竹中工務店という固有名詞が出て、その上で丸投げという言葉も出ちゃったわけですけども、我々の受け取る丸投げということは一括下請を意味しちゃうと思うし、そのことは、僕は県のケースは知りませんけど、市役所の場合で言うたら建設業関係で一括下請はいかんというようなことになっちゃうと、僕は受け取るわけですけども、その前提で妙に論議されちゃうような気がするわけです。発言のあった丸投げについて、執行部の明確な考え方を示した上で論議を進めていただきたいな、というのが議事の進行についての意見です。

○事務局長（山下 司君） 済みません、先ほどその点についてお答えを申し上げておりませんでした。

今おっしゃられる趣旨から若干ずれる部分があるかも知りませんが、今回の場合は特定目的会社であるピーエフアイ株式会社、ここがいわば包括的な事業、多岐多様な事業をやるということになっておるわけです。そんな中で、多岐多様なゆえに、建設部門については出資者である4社、ここが担当をするということになっておるわけです。その本館施設の担当が竹中工務店、こういうことになっておるといふふうに思っております。そういう意味では、今回丸投げとかということじゃなしに、ピーエフアイ株式会社が建設を行っておると。そうした中で協力企業について12社を選定したと。そして、その12社の中の4社が先ほど言いました出資企業、その代表格が竹中工務店、そして8社が地元企業、こういう関係になっておると思います。そういう意味では、丸投げということではなしに、ピーエフアイ株式会社が建設工事に関して12社の共同企業体を協力企業として発注をしておる、そしてその協力企業から現在受託企業を選定をしておると、こういう関係になっておるといふふうに考えております。

○3番（小原敏一君） これは公開された議会の中でやりよらあねえ。今言う丸投げという言葉については、やっぱり明確に執行部の方からも説明をしていただきたい。

○7番（楠本正躬君） それはわしに答弁させてや。わしが聞いたがじゃき。聞くんやったら。

○3番（小原敏一君） 違う。丸投げという言葉についてやっぱりかちっと整理をした上

で話してもらわんと。僕らの受け取り方として、この場合の丸投げという言葉がええ意味の言葉じゃないづくにずっと我々は受け取ってきちゅう。

○7番（楠本正躬君） いや、だからそれは僕が聞いたがやきよね、僕に聞いてや。

（「けど、まあ」と言う者あり）

いや、僕はそういう意味で言うたがじゃなくて、僕の言いたいことは、SPCが窓口になってちゃんとシステムとして対応せにゃいかんのに、現場部門の本体工事は竹中さんだけを窓口にしてしもうちゅうやないか、SPCはおらんじゃないか、姿が見えんじゃないかというて地元が批判しゅうということ。僕の丸投げというのは、そういう意味でSPCが丸投げしちゅうんじゃないですかというて言うがやき。行政が丸投げしたとか、しゅうことがいいとか悪いとかって聞きゅうがじゃないわけですき。

（「質問なかったらちょっと関連して」と言う者あり）

いや、ちょっとまだ済んでない。

結局、そういう竹中さんの現地における窓口によって、地元の少なくともハードな部分、本体工事にかかわる部分については、地元がみんな逃げていかざるを得ないと。金額をまず言われる、こんな金額でできるかやと言われて排除される、それからもうそこは決まっちゅうきいかんぜよって排除される、それからおまえ持ってきていやと見積もりを出させちよいて、とてもこればあの値段じゃできんぜよ、もっとこんなんががおるぜよと、そこで、入り口で審査をせず、入り口でぼんぼんはじいてるわけですよ。こういうやり方を前提にして、かつまた今回新たに見直しますという話は矛盾が起きるんじゃないですかと。つまり先に入っちゅう方はお互いに了解して、理解をして、そりゃ資金力もある、技術力もあるかもしれんけども、それで済んじゅうかもしれんけども、それでいくと今後入りたい人は全然入れませんよね。しかも3社に絞ると。そしたら、そのセクションはもう3社入ってますと言うたら入れませんわね。そういうことになるでしょ。これを決めるんやったら、そういうやり方をもう一遍もとに戻して審査をし直すということが筋じゃないですかということを聞きゅうわけですから、それを答えてください。

（「実際に決まっちゅうわけ」「おかしい」「具体的に言うちゃりや、もう」と言う者あり）

○事務局長（山下 司君） 決まっちゅうところというところですけども、工種・工程で順次選考をしていくということで、今現在、免震ピット、こういうところが中心になって工事をいたしておるわけですけども、そういうところに関連する企業については、工程の中で既に決まっておるところがあると。それで、今おっしゃられる趣旨で言うと、そういうところに今からというのは困難、これはできないというふうに考えております。

ただ、説明会のときにも我々も行って資料をもらいましたけれども、これに準じて選考するというその工程、これは、今後もまだずっと工種も多く続いていくわけですので、その工種ごとにその工程に見合った形で順次選考がされていくわけです。そういう意味では

今後が基本になろうかというふうに思っております。

(「現実論が違うがじゃき、ペーパーと」と言う者あり)

○7番(楠本正躬君) 結局こういうことなんです。地元の皆さん方が参入するというのは、もう要するに孫請か、ひ孫請の中へ入っていかないと地元企業はもう参入できないと、簡単に言うと。県外の中堅ゼネコン、もしくはセミゼネコンがほとんど中堅において、その下へどれほどあぶら下がるかという話になってしまいゆうわけですよ、各セクションごとに。そういうやり方が問題じゃないかということをお前は指摘してきた。今回この新たな基準になって、既に走り得でもうケリがついてます、そのセクションはもうだめですよという話になっていくと、地元企業は混乱しますよね、手法として。だから、SPCでもう一度この問題も含めてきちっと議論をし直していただきたい。基本は白紙に戻しながら――戻せん部分はあるかもしれんけども、そこをやっぱりきちっとけじめをつけていただかないと。2,100億円という大プロジェクトに、地元企業がどれほど期待したかというのは皆さん方が一番わかるでしょう。それが実際に行ってみたら大赤字で、2,000万円も3,000万円も積み込まないと工事に参加できんと。しかも、孫請、ひ孫請の状態の中で仕事をせんと使ってももらえんと。こんなねえ、この経済がせっぱ詰まった状況の中で、こういう対応については問題があると思うんですよ。

これからは意見なんです、基本的に2,130億円程度の契約ですよ、30年間の。その間に委託料として払うわけですから、ほいたら本館の建物についても地元企業が参入しやすいような価格コストを設定をしながら、30年間でSPCがある意味で吸収できるような、そういうシステムもできるわけですよ。そういうことを考えてやらないと、登録をしたわ、参加はできないわ、期待は裏切られるわ、地元はばたばたつぶれていきゆうという状況の中で参入の仕方もわからない状態というのは、もう絶対だめだと思いますから、長いスパンの中で吸収できるとしたら検討したらいい話ですから、そのことも含めてもう一遍検討していただきたいということで、これは要望しておきたいと思います。

○5番(川田雅敏君) ちょっと関連して。

楠本議員から実態について説明があったわけですけども、組合として地元企業の参入についてのチェックをどうやってやるかということは当初から問題になってました。例えば病院本体のハード事業であれば、金額にして半数以上は――それは資材面になるのか、どういうふうになるか知らんけども――地元企業を保証するという約束があったんじゃないですか。今説明があったようなことではね、全然チェックもできないわけですよ。地元企業がどれくらい参入してきてるのかどうか。その保証として、例えばハード面であれば、半数以上は地元企業と契約を交わすというようなことだったら、僕は総枠としてチェックになるだろうから、一つは安心しとったんだけど、今事務局長の話をお聞くと、どこで歯どめをかけるのか、どこでチェックを入れるのかというところが全く抜かっている。そのチェック――地元企業がどれだけ参入できてるのかというチェック――をどこでどういう

ふうにやっていくのか、そのあたりはどうなってます。

○事務局長（山下 司君） 一つは、公と民という関係で考えたときに、病院組合の側が公、P F Iの側が民ということになるわけですがけれども、我々としてはこれまで約束をしていただいたことは、当然遵守をしていただくと。特に地元の社会経済への貢献ということでは、ずっとこれまでも論議してきた中で、それに即した形でやっていただくと。

ただ、一つには、先ほどの楠本議員の要望も踏まえてですけども、属企業、竹中工務店がこう言うた、ああ言うた、こういうことになっておる、そこらについて我々としては確認できてない、できない、そういう公と民との関係で言えばございます。もう一つは、そういう関係の中で最大限汗をかいていかにやいかんということを申し上げたわけですがけれども、あるところから先は参入できない部分があると。

それから、過半以上のお話がございましたけれども、その過半以上という約束で申し上げますと、原材料等の調達について、総調達額の過半以上という約束をいただいております。

（「ちょっと聞き取れない、もう一回」と言う者あり）

総調達額の過半以上ということで約束をいただいております。それで、企業数等々については、数ということではなしに、極力地元企業を採用するということが約束をいただいております。そして、その企業の決定につきましては、逐一我々の方に報告をしていただくという関係で、現在、報告もしていただいております。こういう状況でございます。

○5番（川田雅敏君） 逐次報告があるということと、総調達量は2分の1を確保するということよね。今のところ、大体そういうペースで来ておるのか、全体の中でも偏った部分はあるかとは思いますが、そういう総調達量の2分の1の地元企業の参入というペースで来てるかどうかというあたりはどうですか。

○事務局長（山下 司君） 舌足らずで申し上げましたけれども、この総調達額の過半以上の前段といたしまして、維持管理、運営の開始当初における地元企業からの原材料等の調達に関しては、品質とコストの合意がS P Cとの間になされることを前提として総調達額の過半以上を目途とします、という形の約束になっております。

○5番（川田雅敏君） そうすると、例えば病院本体のハード事業は入っていないということ。

○事務局長（山下 司君） はい。そういう意味では、その過半以上の部分は主に運営のところになると。それで、関連して建設のところでは申し上げますと、地元企業に対する工事発注と資機材調達というところで、建設工事には地元企業に参画いただくほか、資機材は地元企業からの調達を優先しますと。そして、建設工事に関しては、地元企業との協力、地元での人材確保が業務の基本であり、地元とともに建設工事に携わる中でさまざまな技術移転や多くの雇用創出に貢献をしますということで、特に雇用のところにつきまして具体的な人数を掲げて約束をいただいております。こういう関係でございます。

○5番（川田雅敏君） だから、そういう約束があるということで、僕なんかも見守って来てるわけですよ。今、現状は、楠本議員が言われたように、非常に地元企業が参入できないような形になっててそういう疑惑がいっぱいあるから、そういう原則に基づいてもう一回チェックをしてもらいたいですね。

○15番（牧 義信君） 話聞きよって、やっぱり予想どおり心配したことがはや起きゆうなというふうにだれも思ってますよ。この議会での議論をしてきたPFIの根幹にかかわる部分の問題としてね。

ただ、ここまで来た中で一番はっきりしとかないかんのは、約束してるわけだから、約束してることに對する違反事項について、まずはあなたたちが約束の違反の事実があるという認識をどれだけ早くつかめるか。相手との関係で約束違反をどうやってチェックできるかの問題をきちんとさしちよかんかったら、約束なんてしたってしようがないですよ。つまり品質やコストの問題というのは、これが前段に入ってくるのは、ある意味では当たり前のこと。相手の側からいえば、そこはどういう格好でも逃げ道になることも間違いない。ただ、それはあったとしても、ある意味でPFIの例外的に地元の経済だとか地元の参入という一定の約束を取りつけたということは、これはこれで意味があることと思う。ところが、その実態がそうになってないことについて、話を聞きよったら、竹中がどう言ったどうのこうのは確認できませんみたいな話しをしようたですが、何ぼ約束違反の事実があったって、結局わかりませんという話で終わっちゃうじゃないの、それ、どうすんの。例えば、いろんな情報がきちんと入って、病院組合としてその実態との関係を確認することについてどういう体制をとってやっていくかというのは、これははっきりしてるの。姿勢も含めて。

○事務局長（山下 司君） さっき、答弁の仕方が悪かったかもわかりません。確認できんと言った趣旨は、今おっしゃった趣旨でなしに、その前段として、当然我々として約束に基づいてそういう話があるなら確認もしていかにゃいかんと。そして、これまでもそういう意味で、楠本議員にお答えいたしましたように、何回か向こうの責任者、担当者と話をして、確認もしてきました。

先ほど確認できんと言ったのは、間接的な話であるとか、そういう事象のことについてすべてが確認できるかということ、できるものではありません、こういうことを申し上げたかったと。そういう意味で言うと、今後ともこういう話については当然確認もし、また約束事項の履行について担保していくということで進めていかにゃいかんというふうには思っております。

○15番（牧 義信君） もうようけ言いませんがね、こういう約束はある意味で向こうとか、SPCなりの側は、決して喜んで出したもんじゃないですよ。やっぱりこの議会での議論があり、県民の声があり、高知県でPFIを初めてやる側のこういう関係の中でその接点をつくって約束させたわけだから、守らせる力関係はあなたたちの側の努力で

しかないですよ。コスト問題を言い出したら何ぼでも抜けはありますから。そこを腹据えて事にかからなかったら何ぼでも抜けでいきます。そのことだけ言うちょきます。

○議長（久保昭一君） ほかにありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（久保昭一君） それでは、おおむね質疑、意見交換もできたように思いますので、以上で報告を終わります。



閉会のあいさつ

○議長（久保昭一君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会では、新年度の当初予算を通じて、新年度の重要案件や多くの条例議案等について審議し、決定いたしました。執行部におかれましては、本日の各議員の御発言を今後の事業の推進に生かしていただきますよう要請しておきます。

特に予算につきましては、費用対効果の視点に立ち、最大限の成果が得られるように努力していただくよう、また情報公開、個人情報保護、職員倫理につきましては、県民・市民から疑惑や不信を招くことなく事業の推進を図ることが事業を行うに当たっての基本であることを改めて肝に銘じていただきたいと思います。

本年は統一地方選挙の年であり、議員各位におかれましては、改めて病院組合議員として御活躍される方、後進に道を譲られる方等、さまざまあろうとは存じますが、平成11年よりの4年間は、高知医療センターの体制の検討、統合情報システム、P F Iの導入、そして本館建築工事の着手など、高知医療センターの基礎づくりとも言える大変重要な時期でございました。

議員各位の御在任中の御活躍に対しまして敬意をあらわしますとともに、執行部におかれましては県民・市民のためのよりよい医療の提供に向けて一層の御活躍をお願い申し上げて、閉会のあいさつとさせていただきます。

これより管理者のごあいさつがあります。

管理者。

○管理者（上岡義隆君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会には、平成15年度当初予算など11件の議案を提案いたしました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。また、ただいまはそれぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分心いたしまして、県民・市民の皆様方の期待にこたえるためになお一層の努力をしてまいりますので、皆様方におかれましても一層のお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。どうもありがとう

ございました。

○議長（久保昭一君） これをもちまして、平成15年2月高知県・高知市病院組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時25分 閉会

高知県・高知市病院組合議会議長 久保 昭一 様

高知県・高知市病院組合管理者 上岡 義隆

印

議案の提出について

平成15年 2月高知県・高知市病院組合議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 議第 1 号 平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算
- 議第 2 号 平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算
- 議第 3 号 高知県・高知市病院組合情報公開条例議案
- 議第 4 号 高知県・高知市病院組合個人情報保護条例議案
- 議第 5 号 高知県・高知市病院組合職員倫理条例議案
- 議第 6 号 高知県・高知市病院組合の一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案
- 議第 7 号 高知県・高知市病院組合職員の再任用に関する条例議案
- 議第 8 号 高知県・高知市病院組合職員の定年等に関する条例議案
- 議第 9 号 高知県・高知市病院組合職員の育児休業等に関する条例議案
- 議第10号 高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正する条例議案
- 報第 1 号 高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告

平成15年2月高知県・高知市病院組合議会定例会議決一覧表

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
第 1 号	平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算	原案可決	15. 2. 21
第 2 号	平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算	〃	〃
第 3 号	高知県・高知市病院組合情報公開条例議案	〃	〃
第 4 号	高知県・高知市病院組合個人情報保護条例議案	〃	〃
第 5 号	高知県・高知市病院組合職員倫理条例議案	〃	〃
第 6 号	高知県・高知市病院組合の一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案	〃	〃
第 7 号	高知県・高知市病院組合職員の再任用に関する条例議案	〃	〃
第 8 号	高知県・高知市病院組合職員の定年等に関する条例議案	〃	〃
第 9 号	高知県・高知市病院組合職員の育児休業等に関する条例議案	〃	〃
第 10 号	高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
報第1号	高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告	承 認	〃

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

議 員

議 員

議 員